



# 四半期報告書

(第66期第2四半期)

自 平成20年7月1日

至 平成20年9月30日

株式会社損害保険ジャパン

(E03827)

---

# 四半期報告書

---

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された中間監査報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んであります。

# 目 次

	頁
第66期第2四半期 四半期報告書	
【表紙】 .....	1
第一部 【企業情報】 .....	2
第1 【企業の概況】 .....	2
1 【主要な経営指標等の推移】 .....	2
2 【事業の内容】 .....	4
3 【関係会社の状況】 .....	4
4 【従業員の状況】 .....	5
第2 【事業の状況】 .....	6
1 【保険引受の状況】 .....	6
2 【経営上の重要な契約等】 .....	11
3 【財政状態及び経営成績の分析】 .....	11
第3 【設備の状況】 .....	13
第4 【提出会社の状況】 .....	14
1 【株式等の状況】 .....	14
2 【株価の推移】 .....	31
3 【役員の状況】 .....	32
第5 【経理の状況】 .....	33
1 【中間連結財務諸表】 .....	34
2 【その他】 .....	77
3 【中間財務諸表】 .....	78
4 【その他】 .....	101
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 .....	102
中間監査報告書 .....	103
確認書 .....	107

## 【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年11月28日

【四半期会計期間】 第66期第2四半期(自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)

【会社名】 株式会社損害保険ジャパン

【英訳名】 Sompo Japan Insurance Inc.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 佐藤正敏

【本店の所在の場所】 東京都新宿区西新宿一丁目26番1号

【電話番号】 03(3349)3111 (代表)

【事務連絡者氏名】 文書法務部課長 唐木邦光

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西新宿一丁目26番1号

【電話番号】 03(3349)3111 (代表)

【事務連絡者氏名】 文書法務部課長 唐木邦光

【縦覧に供する場所】 当社 横浜支店(横浜市中区本町2丁目12番地)  
当社 千葉支店(千葉市中央区鶴沢町20番地16号)  
当社 埼玉支店(さいたま市大宮区桜木町4丁目82番地1)  
当社 名古屋支店(名古屋市中区丸の内3丁目22番21号)  
当社 北大阪支店(大阪市中央区瓦町4丁目1番2号)  
当社 神戸支店(神戸市中央区栄町通3丁目3番17号)

株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所  
(大阪市中央区北浜1丁目8番16号)

株式会社名古屋証券取引所  
(名古屋市中区栄3丁目8番20号)

証券会員制法人福岡証券取引所  
(福岡市中央区天神2丁目14番2号)

証券会員制法人札幌証券取引所  
(札幌市中央区南1条西5丁目14番地の1)

# 第一部 【企業情報】

## 第1 【企業の概況】

### 1 【主要な経営指標等の推移】

当社は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、当第2四半期会計期間については、中間（連結）会計期間に係る主要な経営指標等の推移を記載しています。

#### (1) 最近3中間連結会計期間および最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

回次	第64期中	第65期中	第66期中	第64期	第65期
連結会計期間	自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日	自 平成19年 4月1日 至 平成19年 9月30日	自 平成20年 4月1日 至 平成20年 9月30日	自 平成18年 4月1日 至 平成19年 3月31日	自 平成19年 4月1日 至 平成20年 3月31日
経常収益 (百万円)	957,053	959,146	917,808	1,901,599	1,894,121
正味収入保険料 (百万円)	707,219	702,518	689,217	1,386,662	1,368,740
経常利益 (百万円)	57,662	80,891	37,064	110,541	94,063
中間(当期)純利益 (百万円)	28,207	52,079	22,735	61,944	59,636
純資産額 (百万円)	1,334,773	1,456,038	916,425	1,454,744	1,071,176
総資産額 (百万円)	6,817,508	7,052,563	6,300,640	7,002,180	6,450,734
1株当たり純資産額 (円)	1,355.48	1,477.91	928.70	1,476.81	1,086.86
1株当たり 中間(当期)純利益 (円)	28.65	52.89	23.09	62.93	60.57
潜在株式調整後 1株当たり 中間(当期)純利益 (円)	28.63	52.86	23.08	62.88	60.55
自己資本比率 (%)	19.57	20.63	14.51	20.76	16.59
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	124,628	101,572	49,479	180,655	91,847
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△118,306	10,887	△33,850	△213,646	△37,208
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△12,943	△15,858	△19,519	△12,904	△15,901
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 (百万円)	319,729	380,811	315,362	282,108	319,998
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕 (人)	16,430 〔4,768〕	17,825 〔5,055〕	19,371 〔5,359〕	16,615 〔4,760〕	18,118 〔5,159〕

(注) 第66期中の平均臨時雇用者数は、第2四半期連結会計期間における平均雇用人員数であります。

## (2) 提出会社の最近3中間会計期間および最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次	第64期中	第65期中	第66期中	第64期	第65期
会計期間	自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日	自 平成19年 4月1日 至 平成19年 9月30日	自 平成20年 4月1日 至 平成20年 9月30日	自 平成18年 4月1日 至 平成19年 3月31日	自 平成19年 4月1日 至 平成20年 3月31日
正味収入保険料 (対前年同期増減率)	(百万円) (%) 694,760 (△0.17)	688,479 (△0.90)	674,871 (△1.98)	1,362,785 (△0.59)	1,345,024 (△1.30)
経常利益 (対前年同期増減率)	(百万円) (%) 49,029 (△5.56)	68,255 (39.21)	29,327 (△57.03)	91,767 (△19.71)	73,316 (△20.11)
中間(当期)純利益 (対前年同期増減率)	(百万円) (%) 22,842 (△41.62)	43,273 (89.44)	17,205 (△60.24)	48,159 (△29.03)	44,667 (△7.25)
正味損害率	(%) 59.72	60.75	63.53	64.27	65.11
正味事業費率	(%) 30.59	32.35	33.77	30.94	32.89
利息及び配当金収入 (対前年同期増減率)	(百万円) (%) 51,766 (17.24)	70,630 (36.44)	55,934 (△20.81)	113,625 (19.56)	135,606 (19.35)
資本金 (発行済株式総数)	(百万円) (千株) 70,000 (987,733)	70,000 (987,733)	70,000 (987,733)	70,000 (987,733)	70,000 (987,733)
純資産額	(百万円) 1,366,642	1,461,760	919,156	1,474,041	1,074,490
総資産額	(百万円) 5,924,705	6,025,454	5,214,112	6,029,789	5,388,567
1株当たり純資産額	(円) 1,388.40	1,484.25	932.59	1,496.97	1,090.78
1株当たり 中間(当期)純利益	(円) 23.20	43.95	17.47	48.92	45.36
潜在株式調整後 1株当たり 中間(当期)純利益	(円) 23.18	43.92	17.47	48.88	45.35
1株当たり配当額	(円) —	—	—	16.00	20.00
自己資本比率	(%) 23.06	24.25	17.61	24.44	19.93
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕	(人) 14,718 〔4,740〕	15,895 〔5,047〕	16,967 〔5,348〕	14,906 〔4,742〕	16,095 〔5,151〕

(注) 1 正味損害率 = (正味支払保険金 + 損害調査費) ÷ 正味収入保険料

2 正味事業費率 = (諸手数料及び集金費 + 保険引受に係る営業費及び一般管理費) ÷ 正味収入保険料

3 第66期中の平均臨時雇用者数は、第2四半期会計期間における平均雇用人員数であります。

## 2 【事業の内容】

### (1) 事業内容の重要な変更

当第2四半期連結会計期間において、当社グループ（当社および当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

### (2) 主要な関係会社の異動

#### 損害保険事業

シンガポールにおいて金融関連業務を行うため、Sompo Japan Asia Holdings Pte. Ltd. を設立し、関係会社（連結子会社）としました。

#### 生命保険事業

主要な関係会社に異動はありません。

## 3 【関係会社の状況】

### (1) 当第2四半期連結会計期間において、以下の会社が新たに提出会社の関係会社となりました。

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(連結子会社)  Sompo Japan Asia Holdings Pte. Ltd.	シンガポール (シンガポール)	65,000千 シンガポールドル	損害保険事業	100.0	当社の東南アジア域内子会社、関連会社等に対する経営管理・支援および人材育成業務、M&A等投資支援業務を行っております。 役員の兼任等 5名

(注) 1 Sompo Japan Asia Holdings Pte. Ltd. は、平成20年9月5日付けで出資により新たに子会社となり、当第2四半期連結会計期間より連結子会社に該当しております。また、同社は特定子会社に該当せず、有価証券届出書および有価証券報告書を提出していません。

2 主要な事業の内容欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。

### (2) 提出会社の関係会社であるSompo Japan Insurance Company (Asia) Pte Ltdは平成20年10月1日付けでSompo Japan Insurance Company (Singapore) Pte. Ltd. に社名を変更しております。

#### 4 【従業員の状況】

##### (1) 連結会社の状況

平成20年9月30日現在

従業員数(人)	19,371 [ 5,359 ]
---------	------------------

(注) 1 従業員数は就業人員数(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時従業員数は [ ] 内に当第2四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。

2 臨時従業員には、パートタイマーを含み、派遣社員を除いております。

##### (2) 提出会社の状況

平成20年9月30日現在

従業員数(人)	16,967 [ 5,348 ]
---------	------------------

(注) 1 従業員数は就業人員数(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時従業員数は [ ] 内に当第2四半期会計期間の平均人員を外数で記載しております。

2 臨時従業員には、パートタイマーを含み、派遣社員を除いております。



## 第2 【事業の状況】

### 1 【保険引受の状況】

#### (1) 損害保険事業の状況

元受正味保険料（含む収入積立保険料）

区分	当第2 四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)		
	金額（百万円）	構成比（%）	対前年増減（△）率（%）
火災	55,641	14.25	—
海上	13,681	3.50	—
傷害	72,232	18.50	—
自動車	161,606	41.38	—
自動車損害賠償責任	43,084	11.03	—
その他	44,276	11.34	—
合計	390,523	100.00	—
（うち収入積立保険料）	(46,192)	(11.83)	(—)

(注) 1 諸数値はセグメント間の内部取引相殺前の金額であります。

2 「元受正味保険料（含む収入積立保険料）」とは、元受保険料から元受解約返戻金および元受その他返戻金を控除したものであります。（積立型保険の積立保険料を含む。）

正味収入保険料

区分	当第2 四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)		
	金額（百万円）	構成比（%）	対前年増減（△）率（%）
火災	37,156	11.10	—
海上	11,165	3.33	—
傷害	33,108	9.89	—
自動車	161,057	48.09	—
自動車損害賠償責任	50,856	15.19	—
その他	41,540	12.40	—
合計	334,884	100.00	—

(注) 諸数値はセグメント間の内部取引相殺前の金額であります。

正味支払保険金

区分	当第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)		
	金額 (百万円)	構成比 (%)	対前年増減 (△) 率 (%)
火災	15,857	7.90	—
海上	4,478	2.23	—
傷害	17,206	8.57	—
自動車	99,365	49.50	—
自動車損害賠償責任	41,708	20.78	—
その他	22,137	11.03	—
合計	200,753	100.00	—

(注) 諸数値はセグメント間の内部取引相殺前の金額であります。

## (2) 生命保険事業の状況

## 保有契約高

区分	当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)		前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
	金額(百万円)	対前年度末比 増減(△)率(%)	金額(百万円)
個人保険	10,046,928	2.5	9,805,207
個人年金保険	82,340	△1.1	83,224
団体保険	2,021,802	0.8	2,006,395
団体年金保険	—	—	—

(注) 1 諸数値はセグメント間の内部取引相殺前の金額であります。

2 個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものであります。

## 新契約高

区分	当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)		
	新契約+転換による純増加 (百万円)	新契約 (百万円)	転換による純増加 (百万円)
個人保険	437,877	437,877	—
個人年金保険	442	442	—
団体保険	4,210	4,210	—
団体年金保険	—	—	—

(注) 1 諸数値はセグメント間の内部取引相殺前の金額であります。

2 新契約・転換による純増加の個人年金保険の金額は年金支払開始時における年金原資であります。

## (参考) 提出会社の状況

## ソルベンシー・マージン比率

項目		前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)
(A) ソルベンシー・マージン総額	(百万円)	2,520,425	1,797,126
資本金又は基金等	(百万円)	502,437	501,846
価格変動準備金	(百万円)	33,806	39,206
危険準備金	(百万円)	51	927
異常危険準備金	(百万円)	464,080	462,755
一般貸倒引当金	(百万円)	640	878
その他有価証券の評価差額 (税効果控除前)	(百万円)	1,339,824	580,188
土地の含み損益	(百万円)	39,091	63,846
払戻積立金超過額	(百万円)	—	—
負債性資本調達手段等	(百万円)	—	—
控除項目	(百万円)	73,208	70,722
その他	(百万円)	213,700	218,199
(B) リスクの合計額	(百万円)	482,547	444,208
$\sqrt{(R_1+R_2)^2+(R_3+R_4)^2+R_5+R_6}$	(百万円)		
一般保険リスク (R1)	(百万円)	79,648	79,629
第三分野保険の保険リスク (R2)	(百万円)	—	—
予定利率リスク (R3)	(百万円)	5,920	5,738
資産運用リスク (R4)	(百万円)	270,648	203,894
経営管理リスク (R5)	(百万円)	10,803	9,984
巨大災害リスク (R6)	(百万円)	183,935	209,975
(C) ソルベンシー・マージン比率 [(A) / {(B) × 1/2}] × 100	(%)	1,044.6	809.1

(注) 1 上記の金額および数値は、保険業法施行規則第86条および第87条ならびに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しております。

なお、「資本金又は基金等」は、純資産の部の合計額から社外流出予定額、評価・換算差額等および繰延資産を控除した額であり、前中間会計期間末は「純資産の部合計（社外流出予定額、繰延資産および評価・換算差額等を除く）」と表記していたものであります。

2 前事業年度末から保険業法施行規則等の改正によりソルベンシー・マージン比率の算出方法が変更されております。このため、前中間会計期間末と当中間会計期間末の数値はそれぞれ異なる基準によって算出されております。

<ソルベンシー・マージン比率>

- ・損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。
- ・こうした「通常の予測を超える危険」（上表の「(B)リスクの合計額」）に対して、「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」（上表の「(A)ソルベンシー・マージン総額」）の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「ソルベンシー・マージン比率」（上表の(C)）であります。
- ・「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額をいいます。

保険引受上の危険 (一般保険リスク) (第三分野保険の保険リスク)	: 保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険（巨大災害に係る危険を除く。）
予定利率上の危険 (予定利率リスク)	: 実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険
資産運用上の危険 (資産運用リスク)	: 保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
経営管理上の危険 (経営管理リスク)	: 業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記～ および 以外のもの
巨大災害に係る危険 (巨大災害リスク)	: 通常の予測を超える巨大災害（関東大震災や伊勢湾台風相当）により発生し得る危険
- ・「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」（ソルベンシー・マージン総額）とは、損害保険会社の純資産（社外流出予定額等を除く）、諸準備金（価格変動準備金・異常危険準備金等）、土地の含み益の一部等の総額であります。
- ・ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、保険会社の経営の健全性を判断するための指標のひとつであります。その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされております。

## 2 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

## 3 【財政状態及び経営成績の分析】

本項に含まれる将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社および連結子会社）が判断したものです。

### (1) 業績の概況

当第2四半期連結会計期間における日本経済は、エネルギーや原材料の価格高騰の影響や輸出の増勢鈍化、米国・欧州における金融不安の高まりなどから、景気の停滞色が強まりました。企業の景況感は慎重化し、設備投資は減少傾向で推移しました。雇用・所得環境に厳しさが続くなかで、個人消費も弱い動きとなりました。

このような情勢の中、当第2四半期連結会計期間（自平成20年7月1日至平成20年9月30日）の業績は次のとおりとなりました。

経常収益は、保険引受収益が4,359億円、資産運用収益が281億円、その他経常収益が27億円となり、合計4,668億円となりました。一方、経常費用は、保険引受費用が3,508億円、資産運用費用が145億円、営業費及び一般管理費が747億円、その他経常費用が6億円となり、合計4,408億円となりました。この結果、経常収益から経常費用を差し引いた当第2四半期連結会計期間の経常利益は260億円となりました。

経常利益に特別利益、特別損失、法人税等および少数株主損失を加減した結果、四半期純利益は、154億円となりました。

当社グループの事業の種類別の状況は次のとおりであります。

#### 損害保険事業

正味収入保険料は、3,348億円となりました。正味収入保険料に資産運用収益などを加えた経常収益は、4,138億円となりました。経常利益は、228億円となりました。

#### 生命保険事業

経常収益は、388億円となりました。経常利益は、32億円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)における営業活動によるキャッシュ・フローは、504億円となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、△214億円となりました。

また、財務活動によるキャッシュ・フローは、△1億円となりました。

これらの結果、当第2四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物の残高は、3,153億円となりました。

資金(現金及び現金同等物)は、手許資金、随時引き出し可能な預金および容易に換金可能な一定範囲の短期投資<sup>※</sup>からなっており、日々の支払必要額の予期せぬ変動に備えて、十分確保しています。

さらに、巨大災害の発生に伴う巨額の保険金支払などの資金繰り悪化のリスクに備え、巨大災害時の保険金支払などの資金流出額を予想したうえで、十分な流動性資産を確保しています。

※ 一定範囲の短期投資：価値の変動について僅少なリスクしか負わない、取得日から満期日または償還日までの期間が3か月以内の定期預金等

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に、重要な変更および新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

(5) 金融保証保険に関わる損失発生の見通し

当社は、金融保証保険の引き受けを通じて米国住宅ローン関連のCDO(債務担保証券)等の保証を行っておりますが、平成20年10月以降の世界的な金融市場の混乱ならびに米国サブプライム問題の長期化および深刻化を受け、これらの一部の契約において当連結会計年度中に事故が発生する可能性が高まっております。なお、これによる当連結会計年度の経常利益および税金等調整前当期純利益への影響額は700億円を予想しております。

ただし、上記の予想は、当社が現在入手している情報および一定の前提に基づいており、事故の発生可能性および損失額は、様々な要因により影響を受けるため、実際の影響額は、大きく異なる可能性があります。

(注) 各計数の表示および計算は次のとおりであります。  
保険料等の金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

### 第3 【設備の状況】

#### (1) 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

#### (2) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末における重要な設備の新設、除却等の計画について、重要な設備計画の完了はありません。

また、当第2四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

なお、損害保険事業に関して、改修中の提出会社大阪自動車研究所について、工期延長のため完了予定年月を当初計画の平成20年9月から平成20年12月に変更しております。



## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	2,000,000,000
計	2,000,000,000

##### 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成20年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成20年11月28日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	987,733,424	987,733,424	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部) 名古屋証券取引所 (市場第一部) 福岡証券取引所 札幌証券取引所	—
計	987,733,424	987,733,424	—	—

(注) 「提出日現在発行数」には平成20年11月1日からこの四半期報告書提出日までの間に新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

平成13年改正旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき新株予約権を発行しております。

株主総会の特別決議(平成14年6月27日)

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	278(注)1参照
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	278,000(注)2参照
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり777円(平成14年8月1日発行) 1株当たり712円(平成14年11月1日発行) 1株当たり581円(平成15年5月1日発行) 1株当たり574円(平成15年6月1日発行)
新株予約権の行使期間	平成16年6月28日から 平成24年6月27日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格(平成14年8月1日発行)1株当たり777円 資本組入額1株当たり389円 発行価格(平成14年11月1日発行)1株当たり712円 資本組入額1株当たり356円 発行価格(平成15年5月1日発行)1株当たり581円 資本組入額1株当たり291円 発行価格(平成15年6月1日発行)1株当たり574円 資本組入額1株当たり287円
新株予約権の行使の条件	(注)3参照
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株であります。

2 当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含みます。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、この調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率

3 行使条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者が当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った場合は、その日から5年以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、権利を行使することができます。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、その日から5年以内(ただし、当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った後に死亡した場合には、地位を失った日から5年以内)に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、相続人(ただし、配偶者に限ります。)が権利を行使することができます。
- (3) 新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡、質入れその他の処分をすることができません。
- (4) 新株予約権の割当数が1回の割当てにつき10個の者は、行使に係る権利行使価額の年間(1月1日から12月31日まで)の合計額が1,200万円を超過する行使はできないものとします。
- (5) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

株主総会の特別決議(平成15年6月27日)

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	340(注)1参照
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	340,000(注)2参照
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり735円(平成15年8月1日発行) 1株当たり901円(平成16年2月2日発行)
新株予約権の行使期間	平成17年6月28日から 平成25年6月27日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格(平成15年8月1日発行)1株当たり735円 資本組入額1株当たり368円 発行価格(平成16年2月2日発行)1株当たり901円 資本組入額1株当たり451円
新株予約権の行使の条件	(注)3参照
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株であります。

2 当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含みます。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、この調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率

3 行使条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者が当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った場合は、その日から5年以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、権利を行使することができます。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、その日から5年以内(ただし、当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った後に死亡した場合には、地位を失った日から5年以内)に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、相続人(ただし、配偶者に限ります。)が権利を行使することができます。
- (3) 新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡、質入れその他の処分をすることができません。
- (4) 新株予約権の割当数が1回の割当てにつき5個の者は、行使に係る権利行使価額の年間(1月1日から12月31日まで)の合計額が1,200万円を超過する行使はできないものとします。
- (5) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

株主総会の特別決議(平成16年6月29日)

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	572(注)1参照
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	572,000(注)2参照
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1,167円(平成16年8月2日発行) 1株当たり1,082円(平成17年2月1日発行)
新株予約権の行使期間	平成18年6月30日から 平成26年6月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格(平成16年8月2日発行)1株当たり1,167円 資本組入額1株当たり584円 発行価格(平成17年2月1日発行)1株当たり1,082円 資本組入額1株当たり541円
新株予約権の行使の条件	(注)3参照
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株であります。

2 当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含みます。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、この調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

3 行使条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者が当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った場合は、その日から5年以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、権利を行使することができます。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、その日から5年以内(ただし、当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った後に死亡した場合には、地位を失った日から5年以内)に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、相続人(ただし、配偶者に限ります。)が権利を行使することができます。
- (3) 新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡、質入れその他の処分をすることができません。
- (4) 新株予約権の割当数が1回の割当てにつき5個の者は、行使に係る権利行使価額の年間(1月1日から12月31日まで)の合計額が1,200万円を超過する行使はできないものとします。
- (5) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

株主総会の特別決議(平成17年6月28日)

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	728(注)1参照
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	728,000(注)2参照
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1,148円(平成17年8月1日発行) 1株当たり1,665円(平成18年2月1日発行)
新株予約権の行使期間	平成19年6月29日から 平成27年6月28日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格(平成17年8月1日発行)1株当たり1,148円 資本組入額1株当たり574円 発行価格(平成18年2月1日発行)1株当たり1,665円 資本組入額1株当たり833円
新株予約権の行使の条件	(注)3参照
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株であります。

2 当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含みます。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、この調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

3 行使条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者が当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った場合は、その日から5年以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当て契約」に定める条件に従い、権利を行使することができます。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、その日から5年以内(ただし、当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った後に死亡した場合には、地位を失った日から5年以内)に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当て契約」に定める条件に従い、相続人(ただし、配偶者に限ります。)が権利を行使することができます。
- (3) 新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡、質入れその他の処分をすることができません。
- (4) 新株予約権の割当数が1回の割当てにつき5個の者は、行使に係る権利行使価額の年間(1月1日から12月31日まで)の合計額が1,200万円を超過する行使はできないものとします。
- (5) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当て契約」に定めるところによります。

会社法第238条第1項、第2項、第240条第1項および第243条第2項の規定に基づき新株予約権を発行しております。

取締役会決議（平成18年7月21日）

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	324(注)1参照
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	324,000(注)2参照
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1,598円(平成18年8月7日発行)
新株予約権の行使期間	平成20年6月29日から 平成28年6月28日まで (注)3参照
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格(平成18年8月7日発行)1株当たり2,068円 資本組入額 1株当たり1,034円
新株予約権の行使の条件	(注)4参照
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5参照

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株であります。

2 当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含みます。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、この調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率

3 新株予約権の割当てを受けた者のうち、新株予約権の割当数が1回の割当てにつき5個以下の者の新株予約権の行使期間は、平成20年7月22日から平成28年6月28日までとなります。

4 行使条件

(1) 新株予約権の割当てを受けた者が当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った場合は、その日から5年以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、権利を行使することができます。

(2) 新株予約権者が死亡した場合は、その日から5年以内(ただし、当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った後に死亡した場合には、地位を失った日から5年以内)に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、相続人(ただし、配偶者に限ります。)が権利を行使することができます。

(3) 新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡、質入れその他の処分をすることができません。

(4) 新株予約権の割当数が1回の割当てにつき5個以下の者は、行使に係る権利行使価額の年間(1月1日から12月31日まで)の合計額が1,200万円を超過する行使はできないものとします。

(5) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

5 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」といいます。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」といいます。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」といいます。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2) 新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とします。

(3) 新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、(注)2に準じて決定します。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、振込金額を組織再編成の条件等を勘案のうえ、調整して得られる再編成後振込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

(5) 新株予約権の権利行使期間

「新株予約権の行使期間」欄に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同欄に定める新株予約権の行使期間の満了日までとします。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

当社が新株予約権を発行する場合の取扱いに準じて決定します。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡するには再編成対象会社の取締役会の承認を要します。

(8) 新株予約権の取得条項

当社が新株予約権を発行する場合の新株予約権の取得条項に関する以下の取扱いに準じて決定します。

下記～の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(9) その他の新株予約権の行使の条件

(注)4に準じて決定します。

取締役会決議（平成19年1月26日）

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	316(注)1参照
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	316,000(注)2参照
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1,623円(平成19年2月15日発行)
新株予約権の行使期間	平成20年6月29日から 平成28年6月28日まで (注)3参照
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格(平成19年2月15日発行)1株当たり2,138円 資本組入額 1株当たり1,069円
新株予約権の行使の条件	(注)4参照
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5参照

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株であります。

2 当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含みます。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、この調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

3 新株予約権の割当てを受けた者のうち、新株予約権の割当数が1回の割当てにつき5個以下の者の新株予約権の行使期間は、平成21年1月27日から平成28年6月28日までとなります。

4 行使条件

(1) 新株予約権の割当てを受けた者が当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った場合は、その日から5年以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、権利を行使することができます。

(2) 新株予約権者が死亡した場合は、その日から5年以内(ただし、当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った後に死亡した場合には、地位を失った日から5年以内)に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、相続人(ただし、配偶者に限ります。)が権利を行使することができます。

(3) 新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡、質入れその他の処分をすることができません。

(4) 新株予約権の割当数が1回の割当てにつき5個以下の者は、行使に係る権利行使価額の年間(1月1日から12月31日まで)の合計額が1,200万円を超過する行使はできないものとします。

(5) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。



5 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」といいます。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」といいます。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」といいます。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2) 新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とします。

(3) 新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、(注)2に準じて決定します。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、振込金額を組織再編成の条件等を勘案のうえ、調整して得られる再編成後振込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

(5) 新株予約権の権利行使期間

「新株予約権の行使期間」欄に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同欄に定める新株予約権の行使期間の満了日までとします。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

当社が新株予約権を発行する場合の取扱いに準じて決定します。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡するには再編成対象会社の取締役会の承認を要します。

(8) 新株予約権の取得条項

当社が新株予約権を発行する場合の新株予約権の取得条項に関する以下の取扱いに準じて決定します。

下記～の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(9) その他の新株予約権の行使の条件

(注)4に準じて決定します。

取締役会決議（平成19年7月27日）

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	403(注)1参照
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	403,000(注)2参照
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1,547円(平成19年8月13日発行)
新株予約権の行使期間	平成21年6月28日から 平成29年6月27日まで (注)3参照
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格(平成19年8月13日発行)1株当たり1,926円 資本組入額 1株当たり963円
新株予約権の行使の条件	(注)4参照
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5参照

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株であります。
- 2 当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含みます。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、この調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。
- $$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$
- 3 新株予約権の割当てを受けた者のうち、新株予約権の割当数が1回の割当てにつき5個以下の者の新株予約権の行使期間は、平成21年7月28日から平成29年6月27日までとなります。
- 4 行使条件
- (1) 新株予約権の割当てを受けた者が当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った場合は、その日から5年以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、権利を行使することができます。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、その日から5年以内(ただし、当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った後に死亡した場合には、地位を失った日から5年以内)に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、相続人(ただし、配偶者に限ります。)が権利を行使することができます。
- (3) 新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡、質入れその他の処分をすることができません。
- (4) 新株予約権の割当数が1回の割当てにつき5個以下の者は、行使に係る権利行使価額の年間(1月1日から12月31日まで)の合計額が1,200万円を超過する行使はできないものとします。
- (5) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

5 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」といいます。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」といいます。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」といいます。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2) 新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とします。

(3) 新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、(注)2に準じて決定します。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、振込金額を組織再編成の条件等を勘案のうえ、調整して得られる再編成後振込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

(5) 新株予約権の権利行使期間

「新株予約権の行使期間」欄に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同欄に定める新株予約権の行使期間の満了日までとします。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

当社が新株予約権を発行する場合の取扱いに準じて決定します。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡するには再編成対象会社の取締役会の承認を要します。

(8) 新株予約権の取得条項

当社が新株予約権を発行する場合の新株予約権の取得条項に関する以下の取扱いに準じて決定します。

下記～の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(9) その他の新株予約権の行使の条件

(注)4に準じて決定します。

取締役会決議（平成20年1月25日）

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	382(注)1参照
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	382,000(注)2参照
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり990円(平成20年2月12日発行)
新株予約権の行使期間	平成21年6月28日から 平成29年6月27日まで (注)3参照
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格(平成20年2月12日発行)1株当たり1,226円 資本組入額 1株当たり613円
新株予約権の行使の条件	(注)4参照
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5参照

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は1,000株であります。

2 当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含みます。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、この調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

3 新株予約権の割当てを受けた者のうち、新株予約権の割当数が1回の割当てにつき5個以下の者の新株予約権の行使期間は、平成22年1月26日から平成29年6月27日までとなります。

4 行使条件

(1) 新株予約権の割当てを受けた者が当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った場合は、その日から5年以内(ただし、権利行使期間の末日までとします。)に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、権利を行使することができます。

(2) 新株予約権者が死亡した場合は、その日から5年以内(ただし、当社取締役または執行役員のいずれの地位も失った後に死亡した場合には、地位を失った日から5年以内)に限り、後記(5)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、相続人(ただし、配偶者に限ります。)が権利を行使することができます。

(3) 新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡、質入れその他の処分をすることができません。

(4) 新株予約権の割当数が1回の割当てにつき5個以下の者は、行使に係る権利行使価額の年間(1月1日から12月31日まで)の合計額が1,200万円を超過する行使はできないものとします。

(5) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

5 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」といいます。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」といいます。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」といいます。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2) 新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とします。

(3) 新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、(注)2に準じて決定します。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、振込金額を組織再編成の条件等を勘案のうえ、調整して得られる再編成後振込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

(5) 新株予約権の権利行使期間

「新株予約権の行使期間」欄に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同欄に定める新株予約権の行使期間の満了日までとします。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

当社が新株予約権を発行する場合の取扱いに準じて決定します。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡するには再編成対象会社の取締役会の承認を要します。

(8) 新株予約権の取得条項

当社が新株予約権を発行する場合の新株予約権の取得条項に関する以下の取扱いに準じて決定します。

下記～の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(9) その他の新株予約権の行使の条件

(注)4に準じて決定します。

取締役会決議（平成20年7月25日）

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	4,716(注)1参照
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	471,600(注)2参照
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1円(平成20年8月11日発行)
新株予約権の行使期間	平成20年8月12日から 平成45年8月11日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格(平成20年8月11日発行)1株当たり941円 資本組入額 1株当たり471円
新株予約権の行使の条件	(注)3参照
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4参照

(注) 1 新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下「付与株式数」といいます。)は100株であります。

2 当社が、当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含みます。)または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。なお、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

3 行使条件

(1) 新株予約権は、新株予約権の行使期間内において、当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの期間に限り、後記(4)に掲げる「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、権利を行使することができます。

(2) 新株予約権者は、平成20年8月11日以降に割当てを受けた新株予約権(株式報酬型ストックオプション)については、保有するすべての新株予約権の全個数を一括して行使するものとし、その一部のみを行使することができません。

(3) 新株予約権者は、新株予約権に関して第三者に対する譲渡、質入れその他の処分をすることができません。

(4) その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

#### 4 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限ります。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限ります。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」といいます。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」といいます。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」といいます。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とします。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、(注)2に準じて決定します。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（権利行使価額）

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株あたり1円とします。

(5) 新株予約権の行使期間

「新株予約権の行使期間」欄に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同欄に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

当社が新株予約権を発行する場合の取扱いに準じて決定します。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要するものとします。

(8) 新株予約権の取得条項

当社が新株予約権を発行する場合の新株予約権の取得条項に関する以下の取扱いに準じて決定します。

下記、  
、  
、  
または  
の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(9) その他の新株予約権の行使の条件

(注)3に準じて決定します。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成20年9月30日	—	987,733	—	70,000	—	24,229



## (5) 【大株主の状況】

(平成20年9月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	63,632	6.44
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	54,236	5.49
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー (常任代理人 株式会社みずほコー ポレート銀行 兜町証券決済業務 室)	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A. (東京都中央区日本橋兜町6-7)	48,278	4.89
第一生命保険相互会社	東京都千代田区有楽町1丁目13-1	40,908	4.14
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4G)	東京都中央区晴海1丁目8-11	33,777	3.42
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1丁目3-3	32,324	3.27
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2丁目1-1	21,600	2.19
損保ジャパン従業員持株会	東京都新宿区西新宿1丁目26-1 株式会社損害保険ジャパン本店内	18,106	1.83
資産管理サービス信託銀行株式会社 (証券投資信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12 晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタ ワーZ棟	12,342	1.25
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8-11	10,950	1.11
計	—————	336,154	34.03

(注) 1 当第2四半期会計期間において、パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社およびその共同保有者計4社から平成20年7月7日付けで関東財務局長に提出された大量保有報告書(変更報告書)により平成20年6月30日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記「大株主の状況」には含めておりません。

なお、大量保有報告書(変更報告書)の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
パークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社	18,771	1.90
パークレイズ・グローバル・インベスターズ、エヌ・エイ	19,788	2.00
パークレイズ・グローバル・ファンド・アドバイザーズ	5,638	0.57
パークレイズ・グローバル・インベスターズ・リミテッド	9,141	0.93

2 当第2四半期会計期間において、サウスイースタン アセット マネージメント インクから平成20年8月20日付けで関東財務局長に提出された大量保有報告書(変更報告書)により平成20年8月15日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記「大株主の状況」には含めておりません。

なお、大量保有報告書(変更報告書)の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
サウスイースタン アセット マネージメント インク	66,878	6.77

## (6) 【議決権の状況】

### 【発行済株式】

平成20年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,213,000  (相互保有株式) 普通株式 7,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 979,058,000	979,001	—
単元未満株式	普通株式 5,455,424	—	—
発行済株式総数	987,733,424	—	—
総株主の議決権	—	979,001	—

- (注) 1 「完全議決権株式(その他)」の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式56,000株が含まれております。なお、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数56個は、「議決権の数」欄に含まれておりません。
- 2 「完全議決権株式(その他)」の普通株式には、名義人以外から株券喪失登録のあった株式が1,000株含まれており、当該株式に係る議決権1個を議決権の数から控除しております。

### 【自己株式等】

平成20年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿 一丁目26番1号	3,213,000	—	3,213,000	0.33
(相互保有株式) 大昌産業株式会社	大阪府大阪市西区江戸堀 二丁目6番33号	7,000	—	7,000	0.00
計	—	3,220,000	—	3,220,000	0.33

## 2 【株価の推移】

### 【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	1,223	1,189	1,291	1,080	1,067	1,009
最低(円)	869	1,055	991	935	920	796

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

### 3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書提出日までにおいて、役員の変動はありません。

なお、当社では事業戦略の迅速かつ的確な遂行を図るため、執行役員制度を導入しております。

平成20年11月28日現在の執行役員構成は以下のとおりであります。

社長執行役員	佐藤正敏	
専務執行役員	中村幸雄	
専務執行役員	木下啓史郎	
専務執行役員	布施光彦	(東京本部長)
専務執行役員	望月純	
専務執行役員	大川純一郎	
専務執行役員	富田健一	
専務執行役員	杉下孝和	(九州本部長)
専務執行役員	数間浩喜	
常務執行役員	中野久	(関西第一本部長)
常務執行役員	工藤博司	
常務執行役員	光内俊雄	(中部本部長)
常務執行役員	伊藤征夫	(神奈川本部長兼埼玉本部長兼千葉本部長)
常務執行役員	吉満英一	
常務執行役員	遠藤健	
常務執行役員	福井光彦	(関西第二本部長)
常務執行役員	石井雅実	
常務執行役員	大岩武史	
常務執行役員	櫻田謙悟	
常務執行役員	石塚雅範	(信越本部長兼北陸本部長)
常務執行役員	栗山泰史	
常務執行役員	原永幸治	(北海道本部長)
常務執行役員	中島透	(関東本部長兼静岡本部長)
常務執行役員	福澤秀浩	(中国本部長)
常務執行役員	石澤英人	(東北本部長)
常務執行役員	田島幸広	(四国本部長)
執行役員	梅崎俊郎	(茨城支店長)
執行役員	赤池文明	(企業営業第二部長)
執行役員	根本博	(金融法人部長)
執行役員	原口秀夫	( (退職) 損保ジャパンアメリカ出向)
執行役員	本山浩一	( (退職) (株)損保ジャパン情報サービス出向)
執行役員	原祐二	(企業営業第一部長)
執行役員	荒井啓隆	(長野支店長)
執行役員	井戸潔	( (退職) (株)損保ジャパン・システムソリューション出向)
執行役員	山口裕之	(経営企画部長)
執行役員	野口正	(岐阜支店長)
執行役員	南部實	(京都支店長)
執行役員	堀政良	(調査部長)
執行役員	高橋薫	(人事部長)
執行役員	辻伸治	(カスタマーサービス部長)
執行役員	西澤敬二	(営業企画部長)
執行役員	馬場忠	(国際企画部担当部長兼損保ジャパン・アジアホールディングス代表取締役社長)

## 第5 【経理の状況】

当社は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、当第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表および中間財務諸表を作成しております。

### 1 中間連結財務諸表および中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）ならびに同規則第48条および第69条の規定に基づき「保険業法施行規則」（平成8年大蔵省令第5号）に準拠して作成しております。

なお、前中間連結会計期間（自平成19年4月1日至平成19年9月30日）は改正前の中間連結財務諸表規則および保険業法施行規則に基づき、当中間連結会計期間（自平成20年4月1日至平成20年9月30日）は改正後の中間連結財務諸表規則および保険業法施行規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第38条および第57条に基づき「保険業法施行規則」（平成8年大蔵省令第5号）に準拠して作成しております。

なお、前中間会計期間（自平成19年4月1日至平成19年9月30日）は改正前の中間財務諸表等規則および保険業法施行規則に基づき、当中間会計期間（自平成20年4月1日至平成20年9月30日）は改正後の中間財務諸表等規則および保険業法施行規則に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前中間連結会計期間（自平成19年4月1日至平成19年9月30日）の中間連結財務諸表および前中間会計期間（自平成19年4月1日至平成19年9月30日）の中間財務諸表について、新日本監査法人により中間監査を受け、当中間連結会計期間（自平成20年4月1日至平成20年9月30日）の中間連結財務諸表および当中間会計期間（自平成20年4月1日至平成20年9月30日）の中間財務諸表については、新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

なお、新日本有限責任監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本監査法人から名称変更しています。

1 【中間連結財務諸表】  
 (1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)	
<b>資産の部</b>						
現金及び預貯金	3	170,631	3	156,458	3	172,252
コールローン		98,100		75,700		108,800
買現先勘定		103,390		90,379		47,947
買入金銭債権		38,961		49,028		47,037
金銭の信託		51,131		33,008		39,429
有価証券	3, 4	5,418,408	3, 4	4,631,761	3, 4	4,846,949
貸付金	2, 5	510,001	2, 5	525,413	2, 5	519,618
有形固定資産	1	221,313	1	219,093	1	220,536
無形固定資産		27,342		25,825		26,428
その他資産		420,373		408,343		428,091
繰延税金資産		9,448		101,947		10,907
貸倒引当金		16,534		16,317		17,264
投資損失引当金		4		-		-
<b>資産の部合計</b>		<b>7,052,563</b>		<b>6,300,640</b>		<b>6,450,734</b>
<b>負債の部</b>						
保険契約準備金		4,968,871		5,017,050		4,969,818
支払備金		703,424		748,313		748,552
責任準備金等		4,265,446		4,268,736		4,221,266
その他負債	3	236,201	3	208,626	3	245,444
退職給付引当金		96,523		98,664		96,516
役員退職慰労引当金		2,439		2,453		2,502
賞与引当金		16,122		16,910		14,126
特別法上の準備金		33,955		40,144		37,908
価格変動準備金		33,955		40,144		37,908
繰延税金負債		242,412		365		13,239
<b>負債の部合計</b>		<b>5,596,525</b>		<b>5,384,214</b>		<b>5,379,557</b>
<b>純資産の部</b>						
<b>株主資本</b>						
資本金		70,000		70,000		70,000
資本剰余金		24,233		24,244		24,241
利益剰余金		399,011		409,837		407,051
自己株式		2,846		2,890		2,842
<b>株主資本合計</b>		<b>490,398</b>		<b>501,191</b>		<b>498,449</b>
<b>評価・換算差額等</b>						
その他有価証券評価差額金		958,644		417,638		571,377
為替換算調整勘定		6,008		4,505		245
<b>評価・換算差額等合計</b>		<b>964,652</b>		<b>413,133</b>		<b>571,622</b>
新株予約権		467		1,001		557
少数株主持分		520		1,099		546
<b>純資産の部合計</b>		<b>1,456,038</b>		<b>916,425</b>		<b>1,071,176</b>
<b>負債及び純資産の部合計</b>		<b>7,052,563</b>		<b>6,300,640</b>		<b>6,450,734</b>

## (2) 【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
経常収益	959,146	917,808	1,894,121
保険引受収益	868,232	854,803	1,717,432
(うち正味収入保険料)	702,518	689,217	1,368,740
(うち収入積立保険料)	61,167	73,950	134,094
(うち積立保険料等運用益)	22,901	23,105	46,608
(うち生命保険料)	81,408	67,029	167,835
資産運用収益	86,181	58,126	167,616
(うち利息及び配当金収入)	81,536	66,915	157,103
(うち金銭の信託運用益)	2,808	—	629
(うち売買目的有価証券運用益)	181	309	132
(うち有価証券売却益)	21,248	12,793	41,587
(うち積立保険料等運用益振替)	△22,901	△23,105	△46,608
その他経常収益	4,732	4,878	9,071
経常費用	878,255	880,743	1,800,057
保険引受費用	727,952	711,954	1,487,289
(うち正味支払保険金)	389,346	397,195	816,642
(うち損害調査費)	※1 35,938	※1 38,531	※1 72,718
(うち諸手数料及び集金費)	※1 119,252	※1 118,829	※1 234,491
(うち満期返戻金)	89,929	85,723	241,357
(うち生命保険金等)	18,007	18,954	37,587
(うち支払備金繰入額)	2,070	2,666	50,733
(うち責任準備金等繰入額)	73,017	49,144	30,048
資産運用費用	6,433	18,807	21,662
(うち金銭の信託運用損)	—	2,746	2,966
(うち有価証券売却損)	626	691	1,121
(うち有価証券評価損)	3,839	8,289	8,451
営業費及び一般管理費	※1 141,950	※1 149,306	※1 286,944
その他経常費用	1,918	675	4,162
(うち支払利息)	92	78	145
経常利益	80,891	37,064	94,063
特別利益	※2 1,060	※2 425	※2 3,386
特別損失	3,640	2,717	8,393
特別法上の準備金繰入額	3,255	2,235	7,208
価格変動準備金繰入額	3,255	2,235	7,208
その他	※3 384	※3 481	※3 1,185
税金等調整前中間純利益	78,311	34,772	89,056
法人税及び住民税等	41,825	28,928	60,686
法人税等調整額	△15,638	△16,890	△31,338
少数株主利益又は少数株主損失(△)	45	△0	71
中間純利益	52,079	22,735	59,636

## (3) 【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結株主資本等 変動計算書 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
<b>株主資本</b>			
資本金			
前期末残高	70,000	70,000	70,000
当中間期末残高	70,000	70,000	70,000
資本剰余金			
前期末残高	24,229	24,241	24,229
当中間期変動額			
自己株式の処分	3	3	11
当中間期変動額合計	3	3	11
当中間期末残高	24,233	24,244	24,241
利益剰余金			
前期末残高	362,683	407,051	362,683
在外子会社の会計処理の統一に伴う減少額	—	△257	—
当中間期変動額			
剰余金の配当	△15,751	△19,691	△15,751
中間純利益	52,079	22,735	59,636
海外の会計基準に基づく増加	169	—	534
海外の会計基準に基づく減少	△169	—	△51
当中間期変動額合計	36,327	3,044	44,367
当中間期末残高	399,011	409,837	407,051
自己株式			
前期末残高	△2,832	△2,842	△2,832
当中間期変動額			
自己株式の取得	△165	△158	△255
自己株式の処分	151	111	245
当中間期変動額合計	△13	△47	△9
当中間期末残高	△2,846	△2,890	△2,842
株主資本合計			
前期末残高	454,080	498,449	454,080
在外子会社の会計処理の統一に伴う減少額	—	△257	—
当中間期変動額			
剰余金の配当	△15,751	△19,691	△15,751
中間純利益	52,079	22,735	59,636
自己株式の取得	△165	△158	△255
自己株式の処分	155	115	256
海外の会計基準に基づく増加	169	—	534
海外の会計基準に基づく減少	△169	—	△51
当中間期変動額合計	36,317	3,000	44,369
当中間期末残高	490,398	501,191	498,449

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結株主資本等 変動計算書 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
<b>評価・換算差額等</b>			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	998,702	571,377	998,702
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△40,058	△153,738	△427,325
当中間期変動額合計	△40,058	△153,738	△427,325
当中間期末残高	958,644	417,638	571,377
為替換算調整勘定			
前期末残高	1,091	245	1,091
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	4,916	△4,750	△846
当中間期変動額合計	4,916	△4,750	△846
当中間期末残高	6,008	△4,505	245
<b>評価・換算差額等合計</b>			
前期末残高	999,793	571,622	999,793
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△35,141	△158,489	△428,171
当中間期変動額合計	△35,141	△158,489	△428,171
当中間期末残高	964,652	413,133	571,622
<b>新株予約権</b>			
前期末残高	315	557	315
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	152	443	242
当中間期変動額合計	152	443	242
当中間期末残高	467	1,001	557
<b>少数株主持分</b>			
前期末残高	554	546	554
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△34	553	△8
当中間期変動額合計	△34	553	△8
当中間期末残高	520	1,099	546
<b>純資産合計</b>			
前期末残高	1,454,744	1,071,176	1,454,744
在外子会社の会計処理の統一に伴う減少額	—	△257	—
当中間期変動額			
剰余金の配当	△15,751	△19,691	△15,751
中間純利益	52,079	22,735	59,636
自己株式の取得	△165	△158	△255
自己株式の処分	155	115	256
海外の会計基準に基づく増加	169	—	534
海外の会計基準に基づく減少	△169	—	△51
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△35,023	△157,492	△427,937
当中間期変動額合計	1,294	△154,492	△383,567
当中間期末残高	1,456,038	916,425	1,071,176



## (4) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結キャッシュ・ フロー計算書 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>			
税金等調整前中間純利益	78,311	34,772	89,056
減価償却費	5,283	5,197	10,639
のれん償却額	936	936	1,884
支払備金の増減額 (△は減少)	2,070	2,646	50,733
責任準備金等の増減額 (△は減少)	71,492	47,836	27,745
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△303	△254	449
投資損失引当金の増減額 (△は減少)	—	—	△4
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	1,482	2,158	1,513
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	2,439	△49	2,502
賞与引当金の増減額 (△は減少)	2,779	2,783	784
価格変動準備金の増減額 (△は減少)	3,255	2,235	7,208
利息及び配当金収入	△81,536	△66,915	△157,103
有価証券関係損益 (△は益)	△17,055	△3,814	△32,492
支払利息	92	78	145
為替差損益 (△は益)	△2,663	△290	△1,434
有形固定資産関係損益 (△は益)	△476	187	△927
貸付金関係損益 (△は益)	68	37	68
持分法による投資損益 (△は益)	△187	△689	1,644
その他資産 (除く投資活動関連、財務活動関連) の増減額 (△は増加)	3,360	19,521	△5,507
その他負債 (除く投資活動関連、財務活動関連) の増減額 (△は減少)	△20,795	△35,150	△12,951
その他	△1,241	13,403	△6,818
小計	47,314	24,632	△22,860
利息及び配当金の受取額	76,892	67,584	153,575
利息の支払額	△87	△81	△142
法人税等の支払額	△22,546	△42,655	△38,725
営業活動によるキャッシュ・フロー	101,572	49,479	91,847
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>			
預貯金の純増減額 (△は増加)	1,216	2,851	1,306
買入金銭債権の取得による支出	△12,200	△5,686	△29,195
買入金銭債権の売却・償還による収入	2,244	3,245	4,205
金銭の信託の増加による支出	△5,000	—	△8,121
金銭の信託の減少による収入	—	6,000	5,771
有価証券の取得による支出	△281,662	△347,265	△793,731
有価証券の売却・償還による収入	325,421	324,471	802,743
貸付けによる支出	△98,294	△79,877	△187,481
貸付金の回収による収入	80,896	68,010	162,356
その他	107	△2,531	11,095
資産運用活動計	12,728	△30,783	△31,051
営業活動及び資産運用活動計	114,300	18,696	60,795
有形固定資産の取得による支出	△3,492	△3,721	△9,549
有形固定資産の売却による収入	1,650	653	3,391
投資活動によるキャッシュ・フロー	10,887	△33,850	△37,208

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結キャッシュ・ フロー計算書 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー			
株式の発行による収入	—	568	—
自己株式の売却による収入	155	115	256
自己株式の取得による支出	△165	△158	△255
配当金の支払額	△15,716	△19,911	△15,735
少数株主への配当金の支払額	△85	△4	△86
その他	△46	△127	△80
財務活動によるキャッシュ・フロー	△15,858	△19,519	△15,901
現金及び現金同等物に係る換算差額	2,102	△745	△846
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	98,702	△4,636	37,889
現金及び現金同等物の期首残高	282,108	319,998	282,108
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 380,811	※1 315,362	※1 319,998

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

項目	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社 9社</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・損保ジャパンひまわり生命保険株式会社</li> <li>・損保ジャパンDC証券株式会社</li> <li>・損保ジャパン・ディー・アイ・ワイ生命保険株式会社</li> <li>・損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社</li> <li>・Sompo Japan Insurance Company of America</li> <li>・Sompo Japan Insurance Company of Europe Limited</li> <li>・Sompo Japan Insurance (China) Co., Ltd.</li> <li>・Sompo Japan Insurance Company (Asia) Pte Ltd</li> <li>・Yasuda Seguros S. A.</li> </ul>	<p>(1) 連結子会社 10社</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・損保ジャパンひまわり生命保険株式会社</li> <li>・損保ジャパンDC証券株式会社</li> <li>・損保ジャパン・ディー・アイ・ワイ生命保険株式会社</li> <li>・損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社</li> <li>・Sompo Japan Insurance Company of America</li> <li>・Sompo Japan Insurance Company of Europe Limited</li> <li>・Sompo Japan Insurance (China) Co., Ltd.</li> <li>・Sompo Japan Asia Holdings Pte. Ltd.</li> <li>・Sompo Japan Insurance Company (Asia) Pte Ltd</li> <li>・Yasuda Seguros S. A.</li> </ul> <p>なお、Sompo Japan Asia Holdings Pte. Ltd. は、出資により新たに子会社となったため、当中間連結会計期間から連結子会社としております。</p> <p>Sompo Japan Insurance Company (Asia) Pte Ltdは、平成20年10月1日付でSompo Japan Insurance Company (Singapore) Pte. Ltd. に社名変更しております。</p>	<p>(1) 連結子会社 9社</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・損保ジャパンひまわり生命保険株式会社</li> <li>・損保ジャパンDC証券株式会社</li> <li>・損保ジャパン・ディー・アイ・ワイ生命保険株式会社</li> <li>・損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社</li> <li>・Sompo Japan Insurance Company of America</li> <li>・Sompo Japan Insurance Company of Europe Limited</li> <li>・Sompo Japan Insurance (China) Co., Ltd.</li> <li>・Sompo Japan Insurance Company (Asia) Pte Ltd</li> <li>・Yasuda Seguros S. A.</li> </ul>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
2 持分法の適用に関する事項	<p>(2) 非連結子会社            主要な会社名            ・ Sampo Japan Reinsurance Company Limited            ・ Ark Re Limited            非連結子会社については、総資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等の観点からみて、いずれも企業集団の財政状態および経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。</p> <p>(1) 持分法適用の関連会社 4社            ・ 安田企業投資株式会社            ・ 日立キャピタル損害保険株式会社            ・ セゾン自動車火災保険株式会社            ・ Berjaya Sampo Insurance Berhad</p>	<p>(2) 非連結子会社            同左</p> <p>(1) 持分法適用の関連会社 5社            ・ 安田企業投資株式会社            ・ セゾン自動車火災保険株式会社            ・ 日立キャピタル損害保険株式会社            ・ Berjaya Sampo Insurance Berhad            ・ Universal Sampo General Insurance Company Limited</p>	<p>(2) 非連結子会社            主要な会社名            ・ Sampo Japan Reinsurance Company Limited            ・ Ark Re Limited            非連結子会社については、総資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等の観点からみて、いずれも企業集団の財政状態および経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。</p> <p>(1) 持分法適用の関連会社 5社            ・ 安田企業投資株式会社            ・ 日立キャピタル損害保険株式会社            ・ セゾン自動車火災保険株式会社            ・ Berjaya Sampo Insurance Berhad            ・ Universal Sampo General Insurance Company Limited            なお、Universal Sampo General Insurance Company Limitedは、出資により新たに関連会社となったため、当連結会計年度から持分法適用会社としております。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
3 連結子会社の中間決算日(決算日)等に関する事項	<p>(2) 持分法非適用の非連結子会社、関連会社            主要な会社名            ・Sompo Japan Reinsurance Company Limited            ・Ark Re Limited            ・Sompo Japan Insurance (Thailand) Co., Ltd.</p> <p>持分法非適用の非連結子会社および関連会社については、それぞれ中間連結純損益および利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法を適用していません。</p> <p>在外連結子会社の中間決算日はいずれも6月30日ですが、中間決算日の差異が3か月を超えていないため、本中間連結財務諸表の作成にあたっては、同日現在の中間財務諸表を使用しております。</p> <p>なお、中間連結決算日との差異期間における重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。</p>	<p>(2) 持分法非適用の非連結子会社、関連会社            主要な会社名            ・Sompo Japan Reinsurance Company Limited            ・Ark Re Limited</p> <p>持分法非適用の非連結子会社および関連会社については、それぞれ中間連結純損益および利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法を適用していません。</p> <p>同左</p>	<p>(2) 持分法非適用の非連結子会社、関連会社            主要な会社名            ・Sompo Japan Reinsurance Company Limited            ・Ark Re Limited</p> <p>持分法非適用の非連結子会社および関連会社については、それぞれ連結純損益および利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法を適用していません。</p> <p>在外連結子会社の決算日はいずれも12月31日ですが、決算日の差異が3か月を超えていないため、本連結財務諸表の作成にあたっては、同日現在の決算財務諸表を使用しております。</p> <p>なお、連結決算日との差異期間における重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。</p>
4 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 有価証券の評価基準および評価方法            当社および国内連結子会社の保有する有価証券の評価基準および評価方法は次のとおりであります。</p> <p>売買目的有価証券については、時価法によっております。</p> <p>なお、売却原価の算定は移動平均法によっております。</p> <p>満期保有目的の債券については、移動平均法に基づく償却原価法によっております。</p>	<p>(1) 有価証券の評価基準および評価方法            同左</p> <p>同左</p> <p>同左</p>	<p>(1) 有価証券の評価基準および評価方法            同左</p> <p>同左</p> <p>同左</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づく責任準備金対応債券については、移動平均法に基づく償却原価法(定額法)によっております。</p> <p>なお、責任準備金対応債券に関するリスク管理方針の概要は以下のとおりであります。</p> <p>資産・負債の金利リスクの変動を適切に管理するために「一般勘定の無配当商品区分で残存年数20年以内の保険契約」を小区分として設定し、この小区分に係る責任準備金のデュレーションと責任準備金対応債券のデュレーションを一定幅の中で対応させる運用方針をとっております。</p>		<p>「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づく責任準備金対応債券については、移動平均法に基づく償却原価法(定額法)によっております。</p> <p>なお、損保ジャパンひまわり生命保険株式会社の保有する責任準備金対応債券については、従来「一般勘定の無配当商品区分で残存年数20年以内の保険契約」を小区分として設定しておりましたが、遡増定期保険の税制見直しの検討が開始されたことに伴い、平成19年4月1日より当該商品の販売を停止したことにより、当該小区分設定当初に想定していた前提に変化が生じ、責任準備金のデュレーションの変動性・不安定性が高まってきております。</p> <p>このため、当該小区分を廃止するとともに、責任準備金対応債券全額をその他有価証券へ振替えております。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>持分法を適用していない非連結子会社株式および関連会社株式については、移動平均法に基づく原価法によっております。</p> <p>その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。</p> <p>なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法によっております。</p> <p>その他有価証券のうち時価評価されていないものについては、移動平均法に基づく原価法または償却原価法によっております。</p> <p>運用目的および満期保有目的のいずれにも該当しない有価証券の保有を目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、その他有価証券と同じ方法によっております。</p> <p>在外連結子会社の保有する有価証券については、主に時価法によっております。</p>	<p>同左</p> <p>同左</p> <p>同左</p> <p>同左</p> <p>同左</p> <p>同左</p>	<p>上記振替に伴い、従来の方法によった場合に比べて、有価証券が2,189百万円、その他有価証券評価差額金が1,396百万円それぞれ増加し、繰延税金資産が792百万円減少しております。なお、上記振替による損益に与える影響はありません。</p> <p>同左</p> <p>その他有価証券のうち時価のあるものについては、期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。</p> <p>なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法によっております。</p> <p>同左</p> <p>同左</p> <p>同左</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(2) デリバティブ取引の評価基準および評価方法 当社および国内連結子会社のデリバティブ取引については、時価法によっております。</p> <p>(3) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 有形固定資産 当社および国内連結子会社の保有する有形固定資産の減価償却は、定率法によっております。 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。 在外連結子会社の保有する有形固定資産の減価償却は、いずれも定額法によっております。 （会計方針の変更） 当社および国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当中間連結会計期間より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。これにより、従来の方法によった場合に比べて、経常利益および税金等調整前中間純利益はそれぞれ76百万円減少しております。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p>	<p>(2) デリバティブ取引の評価基準および評価方法 同左</p> <p>(3) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 有形固定資産（リース資産を除く） 当社および国内連結子会社の保有する有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法によっております。 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。 在外連結子会社の保有する有形固定資産の減価償却は、いずれも定額法によっております。</p>	<p>(2) デリバティブ取引の評価基準および評価方法 同左</p> <p>(3) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 有形固定資産 当社および国内連結子会社の保有する有形固定資産の減価償却は、定率法によっております。 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。 在外連結子会社の保有する有形固定資産の減価償却は、いずれも定額法によっております。 （会計方針の変更） 当社および国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。これにより、従来の方法によった場合に比べて、経常利益および税金等調整前当期純利益はそれぞれ262百万円減少しております。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p>



項目	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(追加情報)</p> <p>当社および国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した連結会計年度の翌連結会計年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、損害調査費ならびに営業費及び一般管理費を含めて計上しております。これにより、従来の方法によった場合に比べて、経常利益および税金等調整前中間純利益はそれぞれ269百万円減少しております。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p> <p>ソフトウェア 無形固定資産に計上している国内連結子会社が保有する自社利用のソフトウェアの減価償却は、利用可能期間に基づく定額法によっております。</p>	<p>ソフトウェア 同左</p>	<p>(追加情報)</p> <p>当社および国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した連結会計年度の翌連結会計年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、損害調査費ならびに営業費及び一般管理費を含めて計上しております。これにより、従来の方法によった場合に比べて、経常利益および税金等調整前当期純利益はそれぞれ522百万円減少しております。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p> <p>ソフトウェア 同左</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(4) 重要な引当金の計上基準</p> <p>貸倒引当金 当社および国内保険連結子会社は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準および償却・引当基準に基づき、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を引き当てております。</p>	<p>リース資産 当社および国内連結子会社の保有する所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。</p> <p>なお、残存価額については、リース契約上に残価保証があるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。</p> <p>(4) 重要な引当金の計上基準</p> <p>貸倒引当金 同左</p>	<p>(4) 重要な引当金の計上基準</p> <p>貸倒引当金 同左</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等に基づき貸倒実績率を算出し、それを基礎として求めた予想損失率を債権額に乗じることにより、今後の一定期間における損失見込額を算出し、当該損失見込額を引き当てております。</p> <p>また、全ての債権について、資産の自己査定基準に基づき各所管部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署等が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>その他の連結子会社は、主に個別の債権について回収可能性を検討し、貸倒見積額を計上しております。</p>		

項目	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>投資損失引当金 当社は、資産の自己査定基準および償却・引当基準に基づき、有価証券等について将来発生する可能性のある損失に備えるため、中間連結会計期間末における損失見込額を計上しております。</p> <p>退職給付引当金 当社および国内連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき、中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>なお、過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異は、その発生した各連結会計年度における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により翌連結会計年度から費用処理することとしております。</p> <p>役員退職慰労引当金 当社および国内連結子会社は、役員（執行役員を含む）の退職慰労金（年金を含む）の支出に備えるため、内規に基づく中間連結会計期間末要支給額を計上しております。</p>	<p>退職給付引当金 同左</p> <p>役員退職慰労引当金 同左</p>	<p>退職給付引当金 当社および国内連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、期末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。</p> <p>なお、過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異は、その発生した各連結会計年度における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により翌連結会計年度から費用処理することとしております。</p> <p>役員退職慰労引当金 当社および国内連結子会社は、役員（執行役員を含む）の退職慰労金（年金を含む）の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>賞与引当金 当社および国内連結子会社は、従業員賞与に充てるため、中間連結会計期間末における支給見込額を基準に計上しております。</p> <p>価格変動準備金 当社および国内保険連結子会社は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。</p> <p>(5) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算は、外貨建取引等会計処理基準に準拠し、外貨建金銭債権債務は、中間連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p> <p>なお、在外連結子会社の資産および負債ならびに収益および費用は、当該連結子会社の中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定および少数株主持分に含めております。</p> <p>(6) 重要なリース取引の処理方法 当社および連結子会社は、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引について、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	<p>賞与引当金 同左</p> <p>価格変動準備金 同左</p> <p>(5) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準 同左</p> <p>(6) 重要なリース取引の処理方法 当社および国内連結子会社は、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	<p>賞与引当金 当社および国内連結子会社は、従業員賞与に充てるため、期末における支給見込額を基準に計上しております。</p> <p>価格変動準備金 同左</p> <p>(5) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算は、外貨建取引等会計処理基準に準拠し、外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p> <p>なお、在外連結子会社の資産および負債ならびに収益および費用は、当該連結子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定および少数株主持分に含めております。</p> <p>(6) 重要なリース取引の処理方法 当社および連結子会社は、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引について、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
		<p>(会計方針の変更)</p> <p>当社および国内連結子会社は、所有権移転外ファイナンス・リース取引について、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正)および「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号 平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間からこれらの会計基準等を適用し、リース取引開始日が平成20年4月1日以後の所有権移転外ファイナンス・リース取引について、通常の売買取引に係る会計処理によっております。</p> <p>これによる経常利益および税金等調整前中間純利益への影響は軽微であります。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p>	

項目	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(7) 重要なヘッジ会計の方法</p> <p>当社は、保有する株式に係る将来の株価変動リスクをヘッジする目的で行う株式スワップ取引については時価ヘッジを適用しております。</p> <p>また、保有する債券等に係る将来の金利変動リスクをヘッジする目的で行う金利スワップ取引で特例処理の適用要件を満たすものについては金利スワップの特例処理を、外貨建の債券等に係る将来の為替相場の変動リスクをヘッジする目的で行う為替予約取引および通貨スワップ取引で振当処理の適用要件を満たすものについては振当処理を適用しております。</p> <p>なお、ヘッジの有効性については、原則としてヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動とヘッジ手段の相場変動を定期的に比較し両者の変動額等を基礎にして判断しております。ただし、ヘッジ対象とヘッジ手段との間に高い相関関係があることが明らかでないもの、金利スワップの特例処理の適用要件を満たすものおよび振当処理の適用要件を満たすものについては、ヘッジの有効性の判定を省略しております。</p>	<p>(7) 重要なヘッジ会計の方法</p> <p>同左</p>	<p>(7) 重要なヘッジ会計の方法</p> <p>同左</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(8) 消費税等の会計処理 当社および国内連結子会社の消費税および地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。 ただし、当社の損害調査費、諸手数料及び集金費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。 なお、資産に係る控除対象外消費税等はその他資産に計上し、5年間で均等償却しております。</p> <p>(9) 在外連結子会社の会計処理基準 主に当該在外連結子会社の所在地国における会計処理基準によっております。</p>	<p>(8) 消費税等の会計処理 同左</p> <p>(9) 在外連結子会社の会計処理基準 当該在外連結子会社の所在地国における会計処理基準に連結決算上必要な修正を行っております。 (会計方針の変更) 当中間連結会計期間より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。 これによる経常利益および税金等調整前中間純利益への影響は軽微であります。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p>	<p>(8) 消費税等の会計処理 同左</p> <p>(9) 在外連結子会社の会計処理基準 主に当該在外連結子会社の所在地国における会計処理基準によっております。</p>



項目	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
5 中間連結キャッシュ・フロー計算書(連結キャッシュ・フロー計算書)における資金の範囲	中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金および容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から満期日または償還日までの期間が3か月以内の定期預金等の短期投資からなっております。	同左	連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金および容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から満期日または償還日までの期間が3か月以内の定期預金等の短期投資からなっております。

【表示方法の変更】

<p>前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)</p>
<p>(中間連結貸借対照表関係)</p> <p>当中間連結会計期間より「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第42号 平成19年4月13日)の公表を契機として、従来、「退職給付引当金」に含めていた役員(執行役員を含む)の退職慰労引当金を「役員退職慰労引当金」として表示しております。</p> <p>なお、前中間連結会計期間において「退職給付引当金」に含めて計上していた役員(執行役員を含む)の退職慰労引当金の金額は、2,364百万円であります。</p> <p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <p>1 当中間連結会計期間より「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第42号 平成19年4月13日)の公表を契機として、従来、営業活動によるキャッシュ・フローの「退職給付引当金の増加額」に含めていた「役員退職慰労引当金の増加額」を区分掲記しております。</p> <p>なお、前連結会計年度末の連結貸借対照表において「退職給付引当金」に含めて計上していた役員(執行役員を含む)の退職慰労引当金相当額に対する、当中間連結会計期間末の連結貸借対照表における「役員退職慰労引当金」の正味の増加額は266百万円であります。</p> <p>また、前中間連結会計期間において、営業活動によるキャッシュ・フローの「退職給付引当金の増加額」に含めていた役員退職慰労引当金相当額の正味の増加額は△7百万円であります。</p> <p>2 前中間連結会計期間において、財務活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めていた「自己株式の売却による収入」は、重要性が増したため、当中間連結会計期間から区分掲記しております。</p> <p>なお、前中間連結会計期間において、財務活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めていた「自己株式の売却による収入」は92百万円であります。</p>	<p>-----</p> <p>-----</p>

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額は230,398百万円、圧縮記帳額は10,667百万円であります。</p> <p>※2 (1) 貸付金のうち、破綻先債権額は68百万円、延滞債権額は2,240百万円であります。          なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。          また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。</p> <p>(2) 貸付金のうち、3カ月以上延滞債権額は0百万円であります。          なお、3カ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額は233,196百万円であります。</p> <p>※2 (1) 貸付金のうち、破綻先債権額は311百万円、延滞債権額は2,247百万円であります。          なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。          また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。</p> <p>(2) 貸付金のうち、3カ月以上延滞債権額は0百万円であります。          なお、3カ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額は231,064百万円、圧縮記帳額は10,522百万円であります。</p> <p>※2 (1) 貸付金のうち、破綻先債権額は152百万円、延滞債権額は2,228百万円であります。          なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。          また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。</p> <p>(2) 貸付金のうち、3カ月以上延滞債権に該当するものはありません。          なお、3カ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
<p>(3) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は760百万円であります。</p> <p>なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権および3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>(4) 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額および貸付条件緩和債権額の合計額は3,069百万円であります。</p> <p>※3 担保に供している資産は、有価証券54,136百万円および預貯金8,645百万円であります。これらは、その他負債に含まれる借入金601百万円の担保のほか、信用状発行の目的などにより差し入れているものであります。</p> <p>なお、当社の再保険契約上の債務を保証する目的で設立された特別目的会社を通じて、実質的に担保に供している資産は有価証券9,914百万円であります。</p> <p>※4 有価証券には消費貸借契約により貸し付けているものが129,888百万円含まれております。</p> <p>※5 貸付コミットメント契約に係る融資未実行残高は26,953百万円であります。</p>	<p>(3) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は827百万円であります。</p> <p>なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権および3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>(4) 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額および貸付条件緩和債権額の合計額は3,386百万円であります。</p> <p>※3 担保に供している資産は、有価証券54,547百万円および預貯金8,048百万円であります。これらは、その他負債に含まれる借入金541百万円の担保のほか、信用状発行の目的などにより差し入れているものであります。</p> <p>なお、当社の再保険契約上の債務を保証する目的で設立された特別目的会社を通じて、実質的に担保に供している資産は有価証券8,923百万円あります。</p> <p>※4 有価証券には消費貸借契約により貸し付けているものが97,487百万円含まれております。</p> <p>※5 貸付コミットメント契約に係る融資未実行残高は25,910百万円あります。</p>	<p>(3) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は838百万円あります。</p> <p>なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権および3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>(4) 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額および貸付条件緩和債権額の合計額は3,219百万円あります。</p> <p>※3 担保に供している資産は、有価証券55,985百万円、預貯金7,766百万円あります。これらは、その他負債に含まれる借入金579百万円の担保のほか、信用状発行の目的などにより差し入れているものであります。</p> <p>なお、当社の再保険契約上の債務を保証する目的で設立された特別目的会社を通じて、実質的に担保に供している資産は有価証券8,617百万円あります。</p> <p>※4 有価証券には消費貸借契約により貸し付けているものが114,664百万円含まれております。</p> <p>※5 貸付コミットメント契約に係る融資未実行残高は27,986百万円あります。</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)						
<p>※1 事業費の主な内訳は次のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="245 389 568 472"> <tr> <td>代理店 手数料等 給与</td> <td style="text-align: right;">119,124百万円 53,862百万円</td> </tr> </table> <p>なお、事業費は中間連結損益計算書における損害調査費、諸手数料及び集金費ならびに営業費及び一般管理費の合計であります。</p> <p>※2 特別利益は、当社および連結子会社の固定資産処分益861百万円および連結子会社における退職給付制度の移行に伴う退職給付引当金取崩益199百万円であります。</p> <p>※3 特別損失のその他は、当社および連結子会社における固定資産処分損330百万円および当社における不動産評価損54百万円あります。</p>	代理店 手数料等 給与	119,124百万円 53,862百万円	<p>※1 事業費の主な内訳は次のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="663 389 986 472"> <tr> <td>代理店 手数料等 給与</td> <td style="text-align: right;">118,550百万円 59,319百万円</td> </tr> </table> <p>なお、事業費は中間連結損益計算書における損害調査費、諸手数料及び集金費ならびに営業費及び一般管理費の合計であります。</p> <p>※2 特別利益は、当社および連結子会社の固定資産処分益294百万円ならびに連結子会社に関する持分変動益131百万円あります。</p> <p>※3 特別損失のその他は、当社および連結子会社における固定資産処分損368百万円ならびに当社における不動産評価損113百万円あります。</p>	代理店 手数料等 給与	118,550百万円 59,319百万円	<p>※1 事業費の主な内訳は次のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="1082 389 1404 472"> <tr> <td>代理店 手数料等 給与</td> <td style="text-align: right;">235,993百万円 125,640百万円</td> </tr> </table> <p>なお、事業費は連結損益計算書における損害調査費、諸手数料及び集金費ならびに営業費及び一般管理費の合計であります。</p> <p>※2 特別利益は、当社および連結子会社の固定資産処分益2,112百万円、持分法適用関連会社に関する持分変動益553百万円、連結子会社における抱合せ株式消滅差益520百万円および退職給付制度の移行に伴う退職給付引当金取崩益199百万円あります。</p> <p>※3 特別損失のその他は、当社および連結子会社における固定資産処分損1,130百万円ならびに当社における不動産評価損54百万円あります。</p>	代理店 手数料等 給与	235,993百万円 125,640百万円
代理店 手数料等 給与	119,124百万円 53,862百万円							
代理店 手数料等 給与	118,550百万円 59,319百万円							
代理店 手数料等 給与	235,993百万円 125,640百万円							

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

I 前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

1 発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数 (千株)	当中間連結会計期間 増加株式数 (千株)	当中間連結会計期間 減少株式数 (千株)	当中間連結会計期間末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	987,733	—	—	987,733
合 計	987,733	—	—	987,733
自己株式				
普通株式	3,266	113	173	3,205
合 計	3,266	113	173	3,205

- (注) 1 普通株式の自己株式の株式数の増加113千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。  
 2 普通株式の自己株式の株式数の減少173千株は、単元未満株式の買増しによる減少18千株および新株予約権の権利行使に伴う自己株式の処分155千株であります。

2 新株予約権および自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	当中間連結会計 期間末残高 (百万円)
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	467
合 計		467

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成19年6月27日 定時株主総会	普通株式	15,751百万円	16円	平成19年3月31日	平成19年6月28日

- (2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間末後となるものはありません。

II 当中間連結会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

1 発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数（千株）	当中間連結会計期間 増加株式数（千株）	当中間連結会計期間 減少株式数（千株）	当中間連結会計期間末 株式数（千株）
発行済株式				
普通株式	987,733	—	—	987,733
合 計	987,733	—	—	987,733
自己株式				
普通株式	3,181	155	124	3,213
合 計	3,181	155	124	3,213

- (注) 1 普通株式の自己株式の株式数の増加155千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。  
 2 普通株式の自己株式の株式数の減少124千株は、単元未満株式の買増しによる減少79千株および新株予約権の権利行使に伴う自己株式の処分45千株であります。

2 新株予約権および自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	当中間連結会計 期間末残高（百万円）
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	1,001
合 計		1,001

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決 議）	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成20年6月25日 定時株主総会	普通株式	19,691百万円	20円	平成20年3月31日	平成20年6月26日

- (2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間末後となるものはありません。

### Ⅲ 前連結会計年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

#### 1 発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数（千株）	当連結会計年度 増加株式数（千株）	当連結会計年度 減少株式数（千株）	当連結会計年度末 株式数（千株）
発行済株式				
普通株式	987,733	—	—	987,733
合 計	987,733	—	—	987,733
自己株式				
普通株式	3,266	194	278	3,181
合 計	3,266	194	278	3,181

- (注) 1 普通株式の自己株式の株式数の増加194千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。  
 2 普通株式の自己株式の株式数の減少278千株は、単元未満株式の買増しによる減少97千株および新株予約権の権利行使に伴う自己株式の処分181千株であります。

#### 2 新株予約権および自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	当連結会計年度末 残高（百万円）
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	557
合 計		557

#### 3 配当に関する事項

##### (1) 配当金支払額

(決 議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成19年6月27日 定時株主総会	普通株式	15,751百万円	16円	平成19年3月31日	平成19年6月28日

##### (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決 議)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成20年6月25日 定時株主総会	普通株式	19,691百万円	利益剰余金	20円	平成20年3月31日	平成20年6月26日



## (中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成19年9月30日現在)	※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年9月30日現在)	※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年3月31日現在)
現金及び預貯金 170,631百万円 コールローン 98,100百万円 買現先勘定 103,390百万円 買入金銭債権 38,961百万円 有価証券 5,418,408百万円 預入期間が3か月を超える定期預金 △21,064百万円 現金同等物以外の買入金銭債権 △26,467百万円 現金同等物以外の有価証券 △5,401,147百万円	現金及び預貯金 156,458百万円 コールローン 75,700百万円 買現先勘定 90,379百万円 買入金銭債権 49,028百万円 有価証券 4,631,761百万円 預入期間が3か月を超える定期預金 △17,652百万円 現金同等物以外の買入金銭債権 △44,032百万円 現金同等物以外の有価証券 △4,626,280百万円	現金及び預貯金 172,252百万円 コールローン 108,800百万円 買現先勘定 47,947百万円 買入金銭債権 47,037百万円 有価証券 4,846,949百万円 預入期間が3か月を超える定期預金 △20,560百万円 現金同等物以外の買入金銭債権 △42,040百万円 現金同等物以外の有価証券 △4,840,386百万円
現金及び現金同等物 380,811百万円	現金及び現金同等物 315,362百万円	現金及び現金同等物 319,998百万円
2 投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業に係る資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含んでおります。	2 同左	2 同左

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月 30日)					当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)					前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月 31日)																																																				
1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引					1 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 (借主側)					1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引																																																				
(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額および中間期末残高相当額					(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額および中間期末残高相当額					(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額および期末残高相当額																																																				
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	減損損失累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	減損損失累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	減損損失累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																																																
動産	3,548	1,728	—	1,820	有形固定資産	4,391	2,227	—	2,164	動産	4,292	1,437	—	2,854																																																
<p>なお、取得価額相当額は、未経過リース料中間期末残高の有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>(2) 未経過リース料中間期末残高相当額等</p> <table border="0"> <tr> <td>未経過リース料中間期末残高相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1年内</td> <td>744百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>1,075百万円</td> </tr> <tr> <td><u>合計</u></td> <td><u>1,820百万円</u></td> </tr> </table> <p>リース資産減損勘定の残高 —百万円</p> <p>なお、未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高の有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額および減損損失</p> <table border="0"> <tr> <td>支払リース料</td> <td>737百万円</td> </tr> <tr> <td>リース資産減損勘定の取崩額</td> <td>—百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>737百万円</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td>—百万円</td> </tr> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により算定しております。</p>					未経過リース料中間期末残高相当額		1年内	744百万円	1年超	1,075百万円	<u>合計</u>	<u>1,820百万円</u>	支払リース料	737百万円	リース資産減損勘定の取崩額	—百万円	減価償却費相当額	737百万円	減損損失	—百万円	<p>同左</p> <p>(2) 未経過リース料中間期末残高相当額等</p> <table border="0"> <tr> <td>未経過リース料中間期末残高相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1年内</td> <td>907百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>1,256百万円</td> </tr> <tr> <td><u>合計</u></td> <td><u>2,164百万円</u></td> </tr> </table> <p>リース資産減損勘定の残高 —百万円</p> <p>同左</p> <p>(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額および減損損失</p> <table border="0"> <tr> <td>支払リース料</td> <td>954百万円</td> </tr> <tr> <td>リース資産減損勘定の取崩額</td> <td>—百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>954百万円</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td>—百万円</td> </tr> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左</p>					未経過リース料中間期末残高相当額		1年内	907百万円	1年超	1,256百万円	<u>合計</u>	<u>2,164百万円</u>	支払リース料	954百万円	リース資産減損勘定の取崩額	—百万円	減価償却費相当額	954百万円	減損損失	—百万円	<p>なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高の有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>(2) 未経過リース料期末残高相当額等</p> <table border="0"> <tr> <td>未経過リース料期末残高相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1年内</td> <td>1,013百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>1,841百万円</td> </tr> <tr> <td><u>合計</u></td> <td><u>2,854百万円</u></td> </tr> </table> <p>リース資産減損勘定の残高 —百万円</p> <p>なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高の有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額および減損損失</p> <table border="0"> <tr> <td>支払リース料</td> <td>858百万円</td> </tr> <tr> <td>リース資産減損勘定の取崩額</td> <td>—百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>858百万円</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td>—百万円</td> </tr> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左</p>					未経過リース料期末残高相当額		1年内	1,013百万円	1年超	1,841百万円	<u>合計</u>	<u>2,854百万円</u>	支払リース料	858百万円	リース資産減損勘定の取崩額	—百万円	減価償却費相当額	858百万円	減損損失	—百万円
未経過リース料中間期末残高相当額																																																														
1年内	744百万円																																																													
1年超	1,075百万円																																																													
<u>合計</u>	<u>1,820百万円</u>																																																													
支払リース料	737百万円																																																													
リース資産減損勘定の取崩額	—百万円																																																													
減価償却費相当額	737百万円																																																													
減損損失	—百万円																																																													
未経過リース料中間期末残高相当額																																																														
1年内	907百万円																																																													
1年超	1,256百万円																																																													
<u>合計</u>	<u>2,164百万円</u>																																																													
支払リース料	954百万円																																																													
リース資産減損勘定の取崩額	—百万円																																																													
減価償却費相当額	954百万円																																																													
減損損失	—百万円																																																													
未経過リース料期末残高相当額																																																														
1年内	1,013百万円																																																													
1年超	1,841百万円																																																													
<u>合計</u>	<u>2,854百万円</u>																																																													
支払リース料	858百万円																																																													
リース資産減損勘定の取崩額	—百万円																																																													
減価償却費相当額	858百万円																																																													
減損損失	—百万円																																																													

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
2 オペレーティング・リース取引 未経過リース料  1年内 80百万円 1年超 69百万円 <hr/> 合計 150百万円	2 オペレーティング・リース取引 のうち解約不能なものに係る未 経過リース料 (借主側) 1年内 553百万円 1年超 1,360百万円 <hr/> 合計 1,914百万円 (貸主側) 1年内 302百万円 1年超 285百万円 <hr/> 合計 588百万円	2 オペレーティング・リース取引 未経過リース料  1年内 85百万円 1年超 84百万円 <hr/> 合計 169百万円

## (有価証券関係)

## 1 満期保有目的の債券で時価のあるもの

種類	前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)			当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)			前連結会計年度末 (平成20年3月31日)		
	中間連結 貸借対照 表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	中間連結 貸借対照 表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	連結貸借 対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
公社債	569,244	568,605	△639	725,619	732,115	6,495	662,840	676,655	13,814
外国証券	104,242	105,192	949	98,410	96,575	△1,835	101,105	100,820	△284
合計	673,487	673,797	310	824,030	828,690	4,660	763,945	777,475	13,529

## 2 責任準備金対応債券で時価のあるもの

種類	前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)			当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)			前連結会計年度末 (平成20年3月31日)		
	中間連結 貸借対照 表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	中間連結 貸借対照 表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	連結貸借 対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
公社債	157,920	157,009	△910	—	—	—	—	—	—

(注)

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
—	—	<p>損保ジャパンひまわり生命保険株式会社の保有する責任準備金対応債券については、従来「一般勘定の無配当商品区分で残存年数20年以内の保険契約」を小区分として設定していましたが、遡増定期保険の税制見直しの検討が開始されたことに伴い、平成19年4月1日より当該商品の販売を停止したことにより、当該小区分設定当初に想定していた前提に変化が生じ、責任準備金のデュレーションの変動性・不安定性が高まってきております。</p> <p>このため、当該小区分を廃止するとともに、責任準備金対応債券全額をその他有価証券へ振替えております。</p> <p>上記振替に伴い、従来の方法によった場合に比べて、有価証券が2,189百万円、その他有価証券評価差額金が1,396百万円それぞれ増加し、繰延税金資産が792百万円減少しております。なお、上記振替による損益に与える影響はありません。</p>

### 3 その他有価証券で時価のあるもの

種類	前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)			当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)			前連結会計年度末 (平成20年3月31日)		
	取得原価 (百万円)	中間連結 貸借対照 表計上額 (百万円)	差額 (百万円)	取得原価 (百万円)	中間連結 貸借対照 表計上額 (百万円)	差額 (百万円)	取得原価 (百万円)	連結貸借 対照表 計上額 (百万円)	差額 (百万円)
公社債	1,423,863	1,427,692	3,829	1,541,920	1,554,983	13,062	1,566,320	1,593,106	26,785
株式	610,294	1,884,298	1,274,004	591,524	1,206,171	614,647	602,416	1,381,077	778,660
外国証券	782,692	965,416	182,724	764,513	785,020	20,506	752,481	828,079	75,598
その他	94,306	117,354	23,048	112,409	114,907	2,498	111,145	120,390	9,244
合計	2,911,156	4,394,763	1,483,606	3,010,367	3,661,083	650,715	3,032,364	3,922,654	890,289

(注)

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
<p>1 中間連結貸借対照表において買入金銭債権として処理している住宅ローン債権信託受益権等を「その他」に含めて記載しております。</p> <p>2 当中間連結会計期間において、その他有価証券で時価のあるものについて3,407百万円減損処理しております。</p> <p>なお、当社および国内連結子会社は、中間決算日の時価が取得原価に比べて30%以上下落したものを減損処理の対象としております。</p>	<p>1 中間連結貸借対照表において買入金銭債権として処理している貸付債権信託受益権等を「その他」に含めて記載しております。</p> <p>2 当中間連結会計期間において、その他有価証券で時価のあるものについて8,212百万円減損処理しております。</p> <p>なお、当社および国内連結子会社は、中間決算日の時価が取得原価に比べて30%以上下落したものを減損処理の対象としております。</p>	<p>1 連結貸借対照表において買入金銭債権として処理している住宅ローン債権信託受益権等を「その他」に含めて記載しております。</p> <p>2 当連結会計年度において、その他有価証券で時価のあるものについて7,173百万円減損処理しております。</p> <p>なお、当社および国内連結子会社は、期末日の時価が取得原価に比べて30%以上下落したものを減損処理の対象としております。</p>

### 4 時価評価されていない主な有価証券の内容および中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）計上額

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
<p>(1) 満期保有目的の債券 該当事項はありません。</p> <p>(2) 責任準備金対応債券 該当事項はありません。</p> <p>(3) その他有価証券</p> <p>公社債 1,311百万円</p> <p>株式 44,383百万円</p> <p>外国証券 114,004百万円</p> <p>その他 18,189百万円</p>	<p>(1) 満期保有目的の債券 該当事項はありません。</p> <p>(2) その他有価証券</p> <p>公社債 1,001百万円</p> <p>株式 56,631百万円</p> <p>外国証券 46,242百万円</p> <p>その他 8,795百万円</p>	<p>(1) 満期保有目的の債券 該当事項はありません。</p> <p>(2) その他有価証券</p> <p>公社債 1,004百万円</p> <p>株式 44,760百万円</p> <p>外国証券 103,378百万円</p> <p>その他 10,784百万円</p>

(注)

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
<p>中間連結貸借対照表において買入金銭債権として処理している商業ペーパーを「(3)その他有価証券」の「その他」に含めて記載しております。</p>	<p>中間連結貸借対照表において買入金銭債権として処理している商業ペーパーを「(2)その他有価証券」の「その他」に含めて記載しております。</p>	<p>連結貸借対照表において買入金銭債権として処理している商業ペーパーを「(2)その他有価証券」の「その他」に含めて記載しております。</p>

(金銭の信託関係)

1 満期保有目的の金銭の信託

該当事項はありません。

2 運用目的、満期保有目的以外の金銭の信託

種類	前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)			当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)			前連結会計年度末 (平成20年3月31日)		
	取得原価 (百万円)	中間連結 貸借対照 表計上額 (百万円)	差額 (百万円)	取得原価 (百万円)	中間連結 貸借対照 表計上額 (百万円)	差額 (百万円)	取得原価 (百万円)	連結貸借 対照表 計上額 (百万円)	差額 (百万円)
金銭の信託	47,822	51,131	3,308	36,525	33,008	△3,517	42,910	39,429	△3,480

(注)

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
当中間連結会計期間において、運用目的、満期保有目的以外の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券で時価のあるものについて139百万円減損処理しております。 なお、当社および国内連結子会社は、中間決算日の時価が取得原価に比べて30%以上下落したものを減損処理の対象としております。	当中間連結会計期間において、運用目的、満期保有目的以外の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券で時価のあるものについて、1,718百万円減損処理しております。 なお、当社および国内連結子会社は、中間決算日の時価が取得原価に比べて30%以上下落したものを減損処理の対象としております。	当連結会計年度において、運用目的、満期保有目的以外の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券で時価のあるものについて、1,848百万円減損処理しております。 なお、当社および国内連結子会社は、期末日の時価が取得原価に比べて30%以上下落したものを減損処理の対象としております。

## (デリバティブ取引関係)

## デリバティブ取引の契約額等、時価および評価損益の状況

対象物の種類	取引の種類	前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)			当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)			前連結会計年度末 (平成20年3月31日)		
		契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
通貨	為替予約取引									
	売建	125,259	125,537	△277	126,853	122,139	4,713	105,639	101,554	4,085
	買建	55,500	54,635	△865	48,324	46,027	△2,297	54,600	53,644	△956
	通貨オプション取引									
	売建 コール	— (—)	—	—	— (—)	—	—	5,350 (50)	—	50
	買建 プット	— (—)	—	—	— (—)	—	—	5,250 (50)	263	213
債券	債券先物取引									
	売建	4,697	4,667	29	—	—	—	—	—	—
	買建	34,356	34,468	112	40,760	40,576	△184	16,532	17,163	631
	債券先渡取引 買建	3,798	3,793	△4	—	—	—	3,351	3,396	45
その他	クレジットデリバティブ取引									
	買建	4,500 (97)	79	△17	6,035 (373)	593	219	4,500 (97)	162	64
	天候デリバティブ取引									
	売建	271 (23)	12	10	239 (10)	5	4	369 (8)	15	△7
	買建	— (—)	—	—	— (—)	—	—	170 (—)	—	—
	地震デリバティブ取引									
	売建	2,980 (75)	22	52	4,940 (140)	21	118	3,660 (98)	0	98
	買建	2,628 (221)	173	△48	3,501 (355)	236	△118	3,285 (288)	213	△75
	その他の先渡取引									
	買建	—	—	—	950	960	10	—	—	—
合計	—	—	△1,009	—	—	2,465	—	—	4,149	

- (注) 1 ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引については、開示の対象から除いております。  
2 下段( )書きの金額は、中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上したオプション料であります。

(ストック・オプション等関係)

I 前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

1 スtock・オプションに係る当中間連結会計期間における費用計上額および科目名

営業費及び一般管理費、損害調査費 152百万円

2 当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

	平成19年ストック・オプション
付与対象者の区分および人数	当社の取締役 15名 当社の執行役員 26名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 403,000株
付与日	平成19年8月13日
権利確定条件	付与日に権利を確定しております。
対象勤務期間	該当事項はありません。
権利行使期間	平成21年6月28日から 平成29年6月27日まで  付与対象者である執行役員のうち、ストック・オプションの付与数が5,000株以下の者 平成21年7月28日から 平成29年6月27日まで
権利行使価格 (円)	1,547
付与日における公正な評価単価 (円)	379

II 当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

1 スtock・オプションに係る当中間連結会計期間における費用計上額および科目名

営業費及び一般管理費、損害調査費 443百万円

2 当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

	平成20年ストック・オプション
付与対象者の区分および人数	当社の取締役 14名 当社の執行役員 30名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 471,600株
付与日	平成20年8月11日
権利確定条件	付与日に権利を確定しております。
対象勤務期間	該当事項はありません。
権利行使期間	平成20年8月12日から 平成45年8月11日まで  ただし、付与対象者が当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの期間に限り、行使することができます。
権利行使価格 (円)	1
付与日における公正な評価単価 (円)	940



Ⅲ 前連結会計年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1 ストック・オプションに係る当連結会計年度における費用計上額および科目名

営業費及び一般管理費、損害調査費 242百万円

2 当連結会計年度に存在したストック・オプションの内容

	付与対象者の区分 および人数	株式の種類別の ストック・オプションの付与数	付与日	権利行使期間
平成12年 ストック・オプション	当社の取締役 29名	普通株式 450,000株	平成12年12月15日	平成14年6月30日から 平成22年6月29日まで ※1
平成13年 ストック・オプション	当社の取締役 12名 当社の執行役員 16名	普通株式 450,000株	平成13年8月1日	平成15年6月29日から 平成23年6月28日まで ※2
平成14年 ストック・オプション	当社の取締役 15名 当社の執行役員 32名	普通株式 800,000株	平成14年8月1日 平成14年11月1日 平成15年1月1日 平成15年5月1日 平成15年6月1日	平成16年6月28日から 平成24年6月27日まで ※3
平成15年 ストック・オプション	当社の取締役 9名 当社の執行役員 28名	普通株式 600,000株	平成15年8月1日 平成16年2月2日	平成17年6月28日から 平成25年6月27日まで ※3
平成16年 ストック・オプション	当社の取締役 8名 当社の執行役員 31名	普通株式 625,000株	平成16年8月2日 平成17年2月1日	平成18年6月30日から 平成26年6月29日まで ※3
平成17年 ストック・オプション	当社の取締役 11名 当社の執行役員 36名	普通株式 733,000株	平成17年8月1日 平成18年2月1日	平成19年6月29日から 平成27年6月28日まで ※3
平成18年 ストック・オプション	当社の取締役 10名 当社の執行役員 32名	普通株式 640,000株	平成18年8月7日 平成19年2月15日	平成20年6月29日から 平成28年6月28日まで ※3
平成19年 ストック・オプション	当社の取締役 15名 当社の執行役員 26名	普通株式 785,000株	平成19年8月13日 平成20年2月12日	平成21年6月28日から 平成29年6月27日まで ※3

	権利行使価格	付与日における 公正な評価単価
平成12年 ストック・オプション	605 円	—
平成13年 ストック・オプション	797 円	—
平成14年 ストック・オプション	777 円 712 円 705 円 581 円 574 円	—
平成15年 ストック・オプション	735 円 901 円	—
平成16年 ストック・オプション	1,167 円 1,082 円	—
平成17年 ストック・オプション	1,148 円 1,665 円	—
平成18年 ストック・オプション	1,598 円 1,623 円	470 円 515 円
平成19年 ストック・オプション	1,547 円 990 円	379 円 236 円

(注) 1 ストック・オプションの付与数は、株式数に換算して記載しております。

2 権利確定条件：全て付与日に権利を確定しております。

3 対象勤務期間：該当事項はありません。

4 ※1 取締役の地位を失った場合は、権利行使期間終了日と退任後3年後の該当日のいずれか早い日を権利行使終了日としております。

※2 取締役または執行役員の地位を失った場合は、権利行使期間終了日と退任後3年後の該当日のいずれか早い日を権利行使終了日としております。

※3 取締役または執行役員のいずれの地位も失った場合は、権利行使期間終了日と退任後5年後の該当日のいずれか早い日を権利行使終了日としております。

- 5 平成18年ストック・オプションについては、執行役員のうち、平成18年8月7日に5,000株を付与された者の権利行使期間の開始日は平成20年7月22日とし、平成19年2月15日に5,000株を付与された者の権利行使期間の開始日は平成21年1月27日としております。
- 6 平成19年ストック・オプションについては、執行役員のうち、平成19年8月13日に5,000株を付与された者の権利行使期間の開始日は平成21年7月28日とし、平成20年2月12日に5,000株を付与された者の権利行使期間の開始日は平成22年1月26日としております。

## (セグメント情報)

## 【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	損害保険事業 (百万円)	生命保険事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益および経常損益					
経常収益					
(1) 外部顧客に対する 経常収益	869,851	89,295	959,146	—	959,146
(2) セグメント間の 内部経常収益	1,791	8	1,800	(1,800)	—
計	871,643	89,303	960,947	(1,800)	959,146
経常費用	798,654	81,401	880,055	(1,800)	878,255
経常利益	72,989	7,902	80,891	—	80,891

(注) 1 事業区分は、当社および連結子会社における業務の実態を勘案して区分しております。

2 各事業区分の主要な事業内容

(1) 損害保険事業……損害保険引受業務および資産運用業務

(2) 生命保険事業……生命保険引受業務および資産運用業務

3 「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載のとおり、当社および国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当中間連結会計期間より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

これにより、従来の方法によった場合に比べて、損害保険事業の経常費用は74百万円増加、生命保険事業の経常費用は1百万円増加し、経常利益が同額減少しております。

4 「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載のとおり、当社および国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した連結会計年度の翌連結会計年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、経常費用に含めて計上しております。

これにより、従来の方法によった場合に比べて、損害保険事業の経常費用は268百万円増加、生命保険事業の経常費用は0百万円増加し、経常利益が同額減少しております。

当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

	損害保険事業 (百万円)	生命保険事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益および経常損益					
経常収益					
(1) 外部顧客に対する 経常収益	841,866	75,942	917,808	—	917,808
(2) セグメント間の 内部経常収益	1,355	8	1,363	(1,363)	—
計	843,221	75,950	919,172	(1,363)	917,808
経常費用	810,644	71,462	882,107	(1,363)	880,743
経常利益	32,577	4,487	37,064	—	37,064

(注) 1 事業区分は、当社および連結子会社における業務の実態を勘案して区分しております。

2 各事業区分の主要な事業内容

(1) 損害保険事業……損害保険引受業務および資産運用業務

(2) 生命保険事業……生命保険引受業務および資産運用業務

- 3 「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載のとおり、当社および国内連結子会社は、所有権移転外ファイナンス・リース取引について、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号 平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正）および「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号 平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正）が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間からこれらの会計基準等を適用し、リース取引開始日が平成20年4月1日以後の所有権移転外ファイナンス・リース取引について、通常の売買取引に係る会計処理によっております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とする定額法を採用しております。なお、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- これによる損害保険事業および生命保険事業の経常利益に与える影響は軽微であります。
- 4 「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載のとおり、当中間連結会計期間より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第18号平成18年5月17日）を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。
- これによる損害保険事業および生命保険事業の経常利益に与える影響は軽微であります。

前連結会計年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

	損害保険事業 (百万円)	生命保険事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益および経常損益					
経常収益					
(1) 外部顧客に対する 経常収益	1,710,076	184,044	1,894,121	—	1,894,121
(2) セグメント間の 内部経常収益	3,527	14	3,541	(3,541)	—
計	1,713,603	184,059	1,897,663	(3,541)	1,894,121
経常費用	1,634,054	169,544	1,803,599	(3,541)	1,800,057
経常利益	79,549	14,514	94,063	—	94,063

(注) 1 事業区分は、当社および連結子会社における業務の実態を勘案して区分しております。

2 各事業区分の主要な事業内容

(1) 損害保険事業……損害保険引受業務および資産運用業務

(2) 生命保険事業……生命保険引受業務および資産運用業務

3 「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載のとおり、当社および国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

これにより、従来の方によった場合に比べて、損害保険事業の経常費用は252百万円増加、生命保険事業の経常費用は9百万円増加し、経常利益が同額減少しております。

4 「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載のとおり、当社および国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した連結会計年度の翌連結会計年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、経常費用に含めて計上しております。

これにより、従来の方によった場合に比べて、損害保険事業の経常費用は522百万円増加、生命保険事業の経常費用は0百万円増加し、経常利益が同額減少しております。

#### 【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

全セグメントの経常収益の合計額に占める「本邦」の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

当中間連結会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

全セグメントの経常収益の合計額に占める「本邦」の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

前連結会計年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

全セグメントの経常収益の合計額に占める「本邦」の割合および全セグメントの資産の金額の合計額に占める「本邦」の割合がいずれも90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

#### 【海外売上高】

前中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

海外売上高（経常収益）が、連結売上高（経常収益）の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

当中間連結会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

海外売上高（経常収益）が、連結売上高（経常収益）の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

前連結会計年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

海外売上高（経常収益）が、連結売上高（経常収益）の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

## (1株当たり情報)

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)		前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	
1株当たり純資産額	1,477.91円	1株当たり純資産額	928.70円	1株当たり純資産額	1,086.86円
1株当たり中間純利益	52.89円	1株当たり中間純利益	23.09円	1株当たり当期純利益	60.57円
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益	52.86円	潜在株式調整後 1株当たり中間純利益	23.08円	潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	60.55円

(注) 1 1株当たり中間(当期)純利益金額および潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1株当たり中間(当期) 純利益金額			
中間(当期)純利益 (百万円)	52,079	22,735	59,636
普通株主に帰属しない 金額(百万円)	—	—	—
普通株式に係る中間 (当期)純利益(百万円)	52,079	22,735	59,636
普通株式の 期中平均株式数(千株)	984,500	984,545	984,515
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額			
中間(当期)純利益調整額 (百万円)	—	—	—
普通株式増加数(千株)	570	320	389
(うち新株予約権(千株))	(570)	(320)	(389)
希薄化効果を有しないため、 潜在株式調整後1株当たり中 間(当期)純利益の算定に含 めなかった潜在株式の概要	新株予約権 4 銘柄 潜在株式の数 1,408,000株 新株予約権の概要につ いては、「第4 提出会社 の状況 1 株式等の状 況 (2) 新株予約権等 の状況」に記載のとおり であります。	新株予約権 7 銘柄 潜在株式の数 2,343,000株 新株予約権の概要につ いては、「第4 提出会社 の状況 1 株式等の状 況 (2) 新株予約権等 の状況」に記載のとおり であります。	新株予約権 5 銘柄 潜在株式の数 1,790,000株 新株予約権の概要につ いては、「第4 提出会社 の状況 1 株式等の状 況 (2) 新株予約権等 の状況」に記載のとおり であります。

2 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日現在)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日現在)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日現在)
純資産の部の合計額 (百万円)	1,456,038	916,425	1,071,176
純資産の部の合計額から控除 する金額(百万円)	987	2,100	1,103
(うち新株予約権)	(467)	(1,001)	(557)
(うち少数株主持分)	(520)	(1,099)	(546)
普通株式に係る中間期末(期 末)の純資産額(百万円)	1,455,050	914,325	1,070,072
1株当たり純資産額の算定に 用いられた中間期末(期末) の普通株式の数(千株)	984,527	984,520	984,551

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2 【その他】

### (1) 第2四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書

当社は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、当第2四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書については、中間監査または四半期レビューを受けておりません。

	(単位：百万円)
	当第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)
経常収益	466,896
保険引受収益	435,954
(うち正味収入保険料)	334,876
(うち収入積立保険料)	46,192
(うち積立保険料等運用益)	11,490
(うち生命保険料)	35,129
(うち支払備金戻入額)	8,232
資産運用収益	28,176
(うち利息及び配当金収入)	29,190
(うち売買目的有価証券運用益)	174
(うち有価証券売却益)	6,839
(うち積立保険料等運用益振替)	△11,490
その他経常収益	2,766
経常費用	440,852
保険引受費用	350,848
(うち正味支払保険金)	200,753
(うち損害調査費)	19,358
(うち諸手数料及び集金費)	57,320
(うち満期返戻金)	46,841
(うち生命保険金等)	9,780
(うち責任準備金等繰入額)	14,673
資産運用費用	14,557
(うち金銭の信託運用損)	2,121
(うち有価証券売却損)	353
(うち有価証券評価損)	6,603
営業費及び一般管理費	74,793
その他経常費用	652
(うち支払利息)	61
経常利益	26,044
特別利益	414
特別損失	2,188
特別法上の準備金繰入額	1,939
価格変動準備金繰入額	1,939
その他	249
税金等調整前四半期純利益	24,270
法人税等	8,831
少数株主損失(△)	△4
四半期純利益	15,443

### (2) その他

該当事項はありません。



3【中間財務諸表】  
 (1)【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度の 要約貸借対照表 (平成20年3月31日)
<b>資産の部</b>			
現金及び預貯金	2 117,799	2 111,310	2 118,764
コールローン	98,100	75,700	108,800
買現先勘定	103,390	90,379	47,947
買入金銭債権	38,961	49,028	47,037
金銭の信託	51,099	32,976	39,398
有価証券	2, 6 4,537,796	2, 6 3,692,356	2, 6 3,937,921
貸付金	3, 7 497,696	3, 7 510,683	3, 7 506,053
有形固定資産	1 218,629	1 215,801	1 217,747
無形固定資産	758	758	758
その他資産	382,929	368,736	386,988
繰延税金資産	-	89,278	-
貸倒引当金	15,573	16,163	16,402
投資損失引当金	6,133	6,734	6,447
<b>資産の部合計</b>	<b>6,025,454</b>	<b>5,214,112</b>	<b>5,388,567</b>
<b>負債の部</b>			
保険契約準備金	3,962,953	3,953,691	3,930,005
支払備金	4 629,184	4 676,248	4 676,066
責任準備金	5 3,333,768	5 3,277,443	5 3,253,939
その他負債	2 211,810	185,962	222,923
未払法人税等		27,305	39,512
リース債務		325	-
その他の負債		2 158,331	2 183,410
退職給付引当金	95,420	97,790	95,654
役員退職慰労引当金	2,425	2,433	2,484
賞与引当金	15,305	15,873	13,311
特別法上の準備金	33,806	39,206	36,971
価格変動準備金	33,806	39,206	36,971
繰延税金負債	241,970	-	12,725
<b>負債の部合計</b>	<b>4,563,693</b>	<b>4,294,956</b>	<b>4,314,077</b>
<b>純資産の部</b>			
<b>株主資本</b>			
資本金	70,000	70,000	70,000
資本剰余金			
資本準備金	24,229	24,229	24,229
その他資本剰余金	3	15	11
<b>資本剰余金合計</b>	<b>24,233</b>	<b>24,244</b>	<b>24,241</b>
<b>利益剰余金</b>			
利益準備金	32,150	36,088	32,150
その他利益剰余金	378,432	373,402	379,826
圧縮記帳積立金	515	869	891
固定資産圧縮特別勘定積立金	407	276	276
別途積立金	315,300	331,300	315,300
繰越利益剰余金	62,209	40,957	63,358
<b>利益剰余金合計</b>	<b>410,582</b>	<b>409,491</b>	<b>411,976</b>
自己株式	2,846	2,890	2,842
<b>株主資本合計</b>	<b>501,969</b>	<b>500,845</b>	<b>503,374</b>
<b>評価・換算差額等</b>			
その他有価証券評価差額金	959,323	417,309	570,558
評価・換算差額等合計	959,323	417,309	570,558
新株予約権	467	1,001	557
<b>純資産の部合計</b>	<b>1,461,760</b>	<b>919,156</b>	<b>1,074,490</b>
<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>6,025,454</b>	<b>5,214,112</b>	<b>5,388,567</b>

## (2) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
経常収益	851,731	822,350	1,725,635
保険引受収益	772,789	773,418	1,572,689
(うち正味収入保険料)	※1 688,479	※1 674,871	※1 1,345,024
(うち収入積立保険料)	61,167	73,950	134,094
(うち積立保険料等運用益)	22,901	23,105	46,608
(うち責任準備金戻入額)	—	—	※5 46,873
資産運用収益	75,111	45,576	145,196
(うち利息及び配当金収入)	※6 70,630	※6 55,934	※6 135,606
(うち金銭の信託運用益)	2,808	—	629
(うち売買目的有価証券運用益)	181	69	132
(うち有価証券売却益)	21,242	12,350	40,732
(うち積立保険料等運用益振替)	△22,901	△23,105	△46,608
その他経常収益	3,831	3,355	7,749
経常費用	783,476	793,023	1,652,318
保険引受費用	655,290	650,036	1,388,480
(うち正味支払保険金)	※2 382,773	※2 390,725	※2 804,131
(うち損害調査費)	35,501	37,995	71,581
(うち諸手数料及び集金費)	※3 111,799	※3 111,035	※3 218,865
(うち満期返戻金)	89,929	85,723	241,357
(うち支払備金繰入額)	※4 1,943	※4 181	※4 48,825
(うち責任準備金繰入額)	※5 32,955	※5 23,503	—
資産運用費用	6,188	18,089	20,207
(うち金銭の信託運用損)	—	2,746	2,966
(うち有価証券売却損)	419	574	674
(うち有価証券評価損)	3,839	8,275	8,241
営業費及び一般管理費	119,791	123,999	240,668
その他経常費用	2,206	897	2,961
(うち支払利息)	18	23	36
経常利益	68,255	29,327	73,316
特別利益	※7 851	※7 273	※7 2,099
特別損失	3,584	2,688	7,533
特別法上の準備金繰入額	3,207	2,234	6,372
価格変動準備金繰入額	3,207	2,234	6,372
その他	※8 376	※8 453	※8 1,160
税引前中間純利益	65,521	26,912	67,882
法人税及び住民税	37,383	25,630	51,650
法人税等調整額	△15,135	△15,923	△28,435
中間純利益	43,273	17,205	44,667

## (3) 【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	前事業年度の要約 株主資本等変動計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月 31日)
<b>株主資本</b>			
資本金			
前期末残高	70,000	70,000	70,000
当中間期末残高	70,000	70,000	70,000
<b>資本剰余金</b>			
資本準備金			
前期末残高	24,229	24,229	24,229
当中間期末残高	24,229	24,229	24,229
その他資本剰余金			
前期末残高	—	11	—
当中間期変動額			
自己株式の処分	3	3	11
当中間期変動額合計	3	3	11
当中間期末残高	3	15	11
<b>利益剰余金</b>			
利益準備金			
前期末残高	29,000	32,150	29,000
当中間期変動額			
剰余金の配当	3,150	3,938	3,150
当中間期変動額合計	3,150	3,938	3,150
当中間期末残高	32,150	36,088	32,150
その他利益剰余金			
圧縮記帳積立金			
前期末残高	527	891	527
当中間期変動額			
圧縮記帳積立金の積立	—	—	391
圧縮記帳積立金の取崩	△12	△21	△27
当中間期変動額合計	△12	△21	363
当中間期末残高	515	869	891
固定資産圧縮特別勘定積立金			
前期末残高	407	276	407
当中間期変動額			
固定資産圧縮特別勘定積立金の積立	—	—	276
固定資産圧縮特別勘定積立金の取崩	—	—	△407
当中間期変動額合計	—	—	△131
当中間期末残高	407	276	276
<b>別途積立金</b>			
前期末残高	289,000	315,300	289,000
当中間期変動額			
別途積立金の積立	26,300	16,000	26,300
当中間期変動額合計	26,300	16,000	26,300
当中間期末残高	315,300	331,300	315,300

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	前事業年度の要約 株主資本等変動計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月 31日)
<b>繰越利益剰余金</b>			
前期末残高	64,125	63,358	64,125
<b>当中間期変動額</b>			
圧縮記帳積立金の積立	—	—	△391
圧縮記帳積立金の取崩	12	21	27
固定資産圧縮特別勘定積立金の積立	—	—	△276
固定資産圧縮特別勘定積立金の取崩	—	—	407
別途積立金の積立	△26,300	△16,000	△26,300
剰余金の配当	△18,901	△23,629	△18,901
中間純利益	43,273	17,205	44,667
当中間期変動額合計	△1,915	△22,401	△766
当中間期末残高	62,209	40,957	63,358
<b>自己株式</b>			
前期末残高	△2,832	△2,842	△2,832
<b>当中間期変動額</b>			
自己株式の取得	△165	△158	△255
自己株式の処分	151	111	245
当中間期変動額合計	△13	△47	△9
当中間期末残高	△2,846	△2,890	△2,842
<b>株主資本合計</b>			
前期末残高	474,457	503,374	474,457
<b>当中間期変動額</b>			
剰余金の配当	△15,751	△19,691	△15,751
中間純利益	43,273	17,205	44,667
自己株式の取得	△165	△158	△255
自己株式の処分	155	115	256
当中間期変動額合計	27,512	△2,528	28,917
当中間期末残高	501,969	500,845	503,374
<b>評価・換算差額等</b>			
<b>その他有価証券評価差額金</b>			
前期末残高	999,268	570,558	999,268
<b>当中間期変動額</b>			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△39,944	△153,248	△428,710
当中間期変動額合計	△39,944	△153,248	△428,710
当中間期末残高	959,323	417,309	570,558
<b>評価・換算差額等合計</b>			
前期末残高	999,268	570,558	999,268
<b>当中間期変動額</b>			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△39,944	△153,248	△428,710
当中間期変動額合計	△39,944	△153,248	△428,710
当中間期末残高	959,323	417,309	570,558

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	前事業年度の要約 株主資本等変動計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月 31日)
<b>新株予約権</b>			
前期末残高	315	557	315
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	152	443	242
当中間期変動額合計	152	443	242
当中間期末残高	467	1,001	557
<b>純資産合計</b>			
前期末残高	1,474,041	1,074,490	1,474,041
当中間期変動額			
剰余金の配当	△15,751	△19,691	△15,751
中間純利益	43,273	17,205	44,667
自己株式の取得	△165	△158	△255
自己株式の処分	155	115	256
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△39,792	△152,805	△428,467
当中間期変動額合計	△12,280	△155,334	△399,550
当中間期末残高	1,461,760	919,156	1,074,490

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

項目	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1 有価証券の評価基準および評価方法	<p>(1) 売買目的有価証券については、時価法によっております。 なお、売却原価の算定は移動平均法によっております。</p> <p>(2) 満期保有目的の債券については、移動平均法に基づく償却原価法によっております。</p> <p>(3) 子会社株式および関連会社株式については、移動平均法に基づく原価法によっております。</p> <p>(4) その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。 なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法によっております。</p> <p>(5) その他有価証券のうち時価評価されていないものについては、移動平均法に基づく原価法または償却原価法によっております。</p> <p>(6) 運用目的および満期保有目的のいずれにも該当しない有価証券の保有を目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、その他有価証券と同じ方法によっております。</p>	<p>(1) 同左</p> <p>(2) 同左</p> <p>(3) 同左</p> <p>(4) 同左</p> <p>(5) 同左</p> <p>(6) 同左</p>	<p>(1) 同左</p> <p>(2) 同左</p> <p>(3) 同左</p> <p>(4) その他有価証券のうち時価のあるものについては、期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。 なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法によっております。</p> <p>(5) 同左</p> <p>(6) 同左</p>
2 デリバティブ取引の評価基準および評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法によっております。	同左	同左

項目	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
3 有形固定資産の減価償却の方法	<p>有形固定資産の減価償却は、定率法によっております。</p> <p>ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。</p> <p>（会計方針の変更）</p> <p>法人税法の改正に伴い、当中間会計期間より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。これにより、従来の方法によった場合に比べて、経常利益および税引前中間純利益はそれぞれ74百万円減少しております。</p> <p>（追加情報）</p> <p>法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、損害調査費ならびに営業費及び一般管理費に含めて計上しております。これにより、従来の方法によった場合に比べて、経常利益および税引前中間純利益はそれぞれ268百万円減少しております。</p>	<p>有形固定資産の減価償却の方法は次のとおりであります。</p> <p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 有形固定資産（リース資産を除く）は、定率法によっております。</p> <p>ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。</p> <p>(2) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証があるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。</p>	<p>有形固定資産の減価償却は、定率法によっております。</p> <p>ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。</p> <p>（会計方針の変更）</p> <p>法人税法の改正に伴い、当期より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。これにより、従来の方法によった場合に比べて、経常利益および税引前当期純利益はそれぞれ252百万円減少しております。</p> <p>（追加情報）</p> <p>法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、損害調査費ならびに営業費及び一般管理費に含めて計上しております。これにより、従来の方法によった場合に比べて、経常利益および税引前当期純利益はそれぞれ521百万円減少しております。</p>

項目	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
4 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準および償却・引当基準に基づき、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を引き当てております。</p> <p>今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p>



項目	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等に基づき貸倒実績率を算出し、それを基礎として求めた予想損失率を債権額に乗じることにより、今後の一定期間における損失見込額を算出し、当該損失見込額を引き当てております。</p> <p>また、全ての債権について、資産の自己査定基準に基づき各所管部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した業務監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>(2) 投資損失引当金 資産の自己査定基準および償却・引当基準に基づき、有価証券等について将来発生する可能性のある損失に備えるため、中間会計期間末における損失見込額を計上しております。</p>	<p>(2) 投資損失引当金 同左</p>	<p>(2) 投資損失引当金 資産の自己査定基準および償却・引当基準に基づき、有価証券等について将来発生する可能性のある損失に備えるため、期末における損失見込額を計上しております。</p>

項目	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(3) 退職給付引当金 従業員退職給付に充てるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 なお、過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しております。 数理計算上の差異は、その発生した各事業年度における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により翌事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 役員（執行役員を含む）の退職慰労金（年金を含む）の支出に備えるため、内規に基づく中間会計期間末要支給額を計上しております。</p> <p>(5) 賞与引当金 従業員賞与に充てるため、中間会計期間末における支給見込額を基準に計上しております。</p> <p>(6) 価格変動準備金 株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。</p>	<p>(3) 退職給付引当金 同左</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 同左</p> <p>(5) 賞与引当金 同左</p> <p>(6) 価格変動準備金 同左</p>	<p>(3) 退職給付引当金 従業員退職給付に充てるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。 なお、過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しております。 数理計算上の差異は、その発生した各期における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により翌期から費用処理することとしております。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 役員（執行役員を含む）の退職慰労金（年金を含む）の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。</p> <p>(5) 賞与引当金 従業員賞与に充てるため、期末における支給見込額を基準に計上しております。</p> <p>(6) 価格変動準備金 同左</p>

項目	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
5 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準	外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算は、外貨建取引等会計処理基準に準拠し、外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。	同左	外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算は、外貨建取引等会計処理基準に準拠し、外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
6 消費税等の会計処理	消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。ただし、損害調査費、諸手数料及び集金費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。 なお、資産に係る控除対象外消費税等はその他資産に計上し、5年間で均等償却しております。	同左	同左
7 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 (会計方針の変更) 所有権移転外ファイナンス・リース取引について、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正)および「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号 平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正)が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間からこれらの会計基準等を適用し、リース取引開始日が平成20年4月1日以後の所有権移転外ファイナンス・リース取引について、通常の売買取引に係る会計処理によっております。 これによる経常利益および税引前中間純利益への影響は軽微であります。	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

項目	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
8 ヘッジ会計の方法	<p>保有する株式に係る将来の株価変動リスクをヘッジする目的で行う株式スワップ取引については時価ヘッジを適用しております。</p> <p>また、保有する債券等に係る将来の金利変動リスクをヘッジする目的で行う金利スワップ取引で特例処理の適用要件を満たすものについては金利スワップの特例処理を、外貨建の債券等に係る将来の為替相場の変動リスクをヘッジする目的で行う為替予約取引および通貨スワップ取引で振当処理の適用要件を満たすものについては振当処理を適用しております。</p> <p>なお、ヘッジの有効性については、原則としてヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動とヘッジ手段の相場変動を定期的に比較し両者の変動額等を基礎にして判断しております。ただし、ヘッジ対象とヘッジ手段との間に高い相関関係があることが明らかでないもの、金利スワップの特例処理の適用要件を満たすものおよび振当処理の適用要件を満たすものについては、ヘッジの有効性の判定を省略しております。</p>	同左	同左

【表示方法の変更】

<p>前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)</p>
<p>(中間貸借対照表関係)</p> <p>当中間会計期間より「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号 平成19年4月13日)の公表を契機として、従来、「退職給付引当金」に含めていた役員(執行役員を含む)の退職慰労引当金を「役員退職慰労引当金」として表示しております。</p> <p>なお、前中間会計期間において「退職給付引当金」に含めて計上していた役員(執行役員を含む)の退職慰労引当金の金額は、2,364百万円であります。</p>	<p>(中間貸借対照表関係)</p> <p>当中間会計期間から保険業法施行規則の改正により中間貸借対照表の様式を改訂し、「その他負債」中の「未払法人税等」、「リース債務」および「その他の負債」を内訳表示しております。</p> <p>なお、前中間会計期間において「その他負債」に含めて計上していた「未払法人税等」は37,457百万円、「リース債務」は該当なし、「その他の負債」は174,353百万円であります。</p>

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成19年9月30日現在)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日現在)	前事業年度末 (平成20年3月31日現在)
<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額は228,216百万円、圧縮記帳額は10,667百万円でありませす。</p> <p>※2 担保に供している資産は有価証券44,775百万円および預貯金7,023百万円でありませす。これらは、その他負債に含まれる借入金601百万円の担保のほか、信用状発行の目的などにより差し入れているものでありませす。なお、当社の再保険契約上の債務を保証する目的で設立された特別目的会社を通じて、実質的に担保に供している資産は有価証券9,914百万円でありませす。</p> <p>※3 (1) 貸付金のうち、破綻先債権額は68百万円、延滞債権額は2,230百万円でありませす。なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかつた貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸付金でありませす。また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であつて、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金でありませす。</p>	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額は231,356百万円でありませす。</p> <p>※2 担保に供している資産は有価証券46,267百万円および預貯金6,501百万円でありませす。これらは、その他の負債に含まれる借入金541百万円の担保のほか、信用状発行の目的などにより差し入れているものでありませす。なお、当社の再保険契約上の債務を保証する目的で設立された特別目的会社を通じて、実質的に担保に供している資産は有価証券8,923百万円でありませす。</p> <p>※3 (1) 貸付金のうち、破綻先債権額は311百万円、延滞債権額は2,237百万円でありませす。なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかつた貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸付金でありませす。また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であつて、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金でありませす。</p>	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額は229,343百万円、圧縮記帳額は10,522百万円でありませす。</p> <p>※2 担保に供している資産は有価証券47,298百万円および預貯金6,217百万円でありませす。これらは、その他の負債に含まれる借入金579百万円の担保のほか、信用状発行の目的などにより差し入れているものでありませす。なお、当社の再保険契約上の債務を保証する目的で設立された特別目的会社を通じて、実質的に担保に供している資産は有価証券8,617百万円でありませす。</p> <p>※3 (1) 貸付金のうち、破綻先債権額は152百万円、延滞債権額は2,218百万円でありませす。なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかつた貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸付金でありませす。また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であつて、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金でありませす。</p>

前中間会計期間末 (平成19年9月30日現在)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日現在)	前事業年度末 (平成20年3月31日現在)
<p>(2) 貸付金のうち、3カ月以上延滞債権に該当するものではありません。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>(3) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は760百万円であります。 なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権および3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>(4) 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額および貸付条件緩和債権額の合計額は3,058百万円であります。</p> <p>※4 支払備金の内訳 支払備金 (出再支払備金 控除前、(ロ)に620,109百万円 掲げる保険を除く) 同上にかかる出再支払備金 47,559百万円 差引(イ) 572,549百万円 地震保険および自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金(ロ) 56,635百万円 計(イ+ロ) 629,184百万円</p> <p>※5 責任準備金の内訳 普通責任準備金 (出再責任準備金 947,709百万円 控除前) 同上にかかる出再責任準備金 33,170百万円 差引(イ) 914,539百万円 その他の責任準備金(ロ) 2,419,229百万円 計(イ+ロ) 3,333,768百万円</p> <p>※6 有価証券には消費貸借契約により貸し付けているものが113,103百万円含まれております。</p> <p>※7 貸付コミットメント契約に係る融資未実行残高は26,953百万円であります。</p>	<p>(2) 同左</p> <p>(3) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は827百万円あります。 なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権および3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>(4) 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額および貸付条件緩和債権額の合計額は3,376百万円あります。</p> <p>※4 支払備金の内訳 支払備金 (出再支払備金 控除前、(ロ)に661,212百万円 掲げる保険を除く) 同上にかかる出再支払備金 41,692百万円 差引(イ) 619,520百万円 地震保険および自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金(ロ) 56,727百万円 計(イ+ロ) 676,248百万円</p> <p>※5 責任準備金の内訳 普通責任準備金 (出再責任準備金 948,305百万円 控除前) 同上にかかる出再責任準備金 32,514百万円 差引(イ) 915,790百万円 その他の責任準備金(ロ) 2,361,652百万円 計(イ+ロ) 3,277,443百万円</p> <p>※6 有価証券には消費貸借契約により貸し付けているものが83,118百万円含まれております。</p> <p>※7 貸付コミットメント契約に係る融資未実行残高は25,910百万円あります。</p>	<p>(2) 同左</p> <p>(3) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は838百万円あります。 なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権および3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>(4) 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額および貸付条件緩和債権額の合計額は3,209百万円あります。</p> <p>※4 支払備金の内訳 支払備金 (出再支払備金 控除前、(ロ)に656,614百万円 掲げる保険を除く) 同上にかかる出再支払備金 39,199百万円 差引(イ) 617,414百万円 地震保険および自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金(ロ) 58,651百万円 計(イ+ロ) 676,066百万円</p> <p>※5 責任準備金の内訳 普通責任準備金 (出再責任準備金 929,888百万円 控除前) 同上にかかる出再責任準備金 29,892百万円 差引(イ) 899,995百万円 その他の責任準備金(ロ) 2,353,944百万円 計(イ+ロ) 3,253,939百万円</p> <p>※6 有価証券には消費貸借契約により貸し付けているものが114,664百万円含まれております。</p> <p>※7 貸付コミットメント契約に係る融資未実行残高は27,986百万円あります。</p>

## (中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
※1 正味収入保険料の内訳 収入保険料 832,266百万円 支払 ー) 再保険料 143,786百万円 正味収入 保険料 688,479百万円 ※2 正味支払保険金の内訳 支払保険金 485,981百万円 回収 ー) 再保険金 103,208百万円 正味支払 保険金 382,773百万円 ※3 諸手数料及び集金費の内訳 支払諸手数料 及び集金費 120,366百万円 出再保険 ー) 手数料 8,566百万円 諸手数料 及び集金費 111,799百万円 ※4 支払備金繰入額 (△は支払備 金戻入額) の内訳 支払備金繰入 額 (出再支払 備金控除前、 (ロ)に掲げる 保険を除く) 10,917百万円 同上にかかる 出再支払備金 繰入額 6,612百万円 差引 (イ) 4,304百万円 地震保険およ び自動車損害 賠償責任保険 にかかる支払 備金繰入額 (ロ) △2,360百万円 計 (イ+ロ) 1,943百万円 ※5 責任準備金繰入額 (△は責任 準備金戻入額) の内訳 普通責任準備 金繰入額 (出 再責任準備金 控除前) 15,206百万円 同上にかかる 出再責任準備 金繰入額 1,926百万円 差引 (イ) 13,279百万円 その他の責任 準備金繰入額 (ロ) 19,676百万円 計 (イ+ロ) 32,955百万円	※1 正味収入保険料の内訳 収入保険料 796,968百万円 支払 ー) 再保険料 122,097百万円 正味収入 保険料 674,871百万円 ※2 正味支払保険金の内訳 支払保険金 493,518百万円 回収 ー) 再保険金 102,792百万円 正味支払 保険金 390,725百万円 ※3 諸手数料及び集金費の内訳 支払諸手数料 及び集金費 119,291百万円 出再保険 ー) 手数料 8,256百万円 諸手数料 及び集金費 111,035百万円 ※4 支払備金繰入額 (△は支払備 金戻入額) の内訳 支払備金繰入 額 (出再支払 備金控除前、 (ロ)に掲げる 保険を除く) 4,598百万円 同上にかかる 出再支払備金 繰入額 2,493百万円 差引 (イ) 2,105百万円 地震保険およ び自動車損害 賠償責任保険 にかかる支払 備金繰入額 (ロ) △1,923百万円 計 (イ+ロ) 181百万円 ※5 責任準備金繰入額 (△は責任 準備金戻入額) の内訳 普通責任準備 金繰入額 (出 再責任準備金 控除前) 18,417百万円 同上にかかる 出再責任準備 金繰入額 2,621百万円 差引 (イ) 15,795百万円 その他の責任 準備金繰入額 (ロ) 7,707百万円 計 (イ+ロ) 23,503百万円	※1 正味収入保険料の内訳 収入保険料 1,616,014百万円 支払 ー) 再保険料 270,990百万円 正味収入 保険料 1,345,024百万円 ※2 正味支払保険金の内訳 支払保険金 1,022,366百万円 回収 ー) 再保険金 218,234百万円 正味支払 保険金 804,131百万円 ※3 諸手数料及び集金費の内訳 支払諸手数料 及び集金費 236,646百万円 出再保険 ー) 手数料 17,780百万円 諸手数料 及び集金費 218,865百万円 ※4 支払備金繰入額 (△は支払備 金戻入額) の内訳 支払備金繰入 額 (出再支払 備金控除前、 (ロ)に掲げる 保険を除く) 47,422百万円 同上にかかる 出再支払備金 繰入額 △1,747百万円 差引 (イ) 49,169百万円 地震保険およ び自動車損害 賠償責任保険 にかかる支払 備金繰入額 (ロ) △344百万円 計 (イ+ロ) 48,825百万円 ※5 責任準備金繰入額 (△は責任 準備金戻入額) の内訳 普通責任準備 金繰入額 (出 再責任準備金 控除前) △2,615百万円 同上にかかる 出再責任準備 金繰入額 △1,350百万円 差引 (イ) △1,264百万円 その他の責任 準備金繰入額 (ロ) △45,609百万円 計 (イ+ロ) △46,873百万円



前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																																																						
<p>※6 利息及び配当金収入の内訳</p> <table> <tr><td>預貯金利息</td><td>213百万円</td></tr> <tr><td>コールローン 利息</td><td>282百万円</td></tr> <tr><td>買現先勘定 利息</td><td>248百万円</td></tr> <tr><td>買入金銭債権 利息</td><td>186百万円</td></tr> <tr><td>有価証券利息・ 配当金</td><td>61,842百万円</td></tr> <tr><td>貸付金利息</td><td>4,246百万円</td></tr> <tr><td>不動産賃貸料</td><td>2,627百万円</td></tr> <tr><td>その他利息・ 配当金</td><td>984百万円</td></tr> <tr><td>利息及び 配当金収入</td><td>70,630百万円</td></tr> </table>	預貯金利息	213百万円	コールローン 利息	282百万円	買現先勘定 利息	248百万円	買入金銭債権 利息	186百万円	有価証券利息・ 配当金	61,842百万円	貸付金利息	4,246百万円	不動産賃貸料	2,627百万円	その他利息・ 配当金	984百万円	利息及び 配当金収入	70,630百万円	<p>※6 利息及び配当金収入の内訳</p> <table> <tr><td>預貯金利息</td><td>100百万円</td></tr> <tr><td>コールローン 利息</td><td>254百万円</td></tr> <tr><td>買現先勘定 利息</td><td>285百万円</td></tr> <tr><td>買入金銭債権 利息</td><td>439百万円</td></tr> <tr><td>有価証券利息・ 配当金</td><td>46,849百万円</td></tr> <tr><td>貸付金利息</td><td>4,411百万円</td></tr> <tr><td>不動産賃貸料</td><td>2,708百万円</td></tr> <tr><td>その他利息・ 配当金</td><td>883百万円</td></tr> <tr><td>利息及び 配当金収入</td><td>55,934百万円</td></tr> </table>	預貯金利息	100百万円	コールローン 利息	254百万円	買現先勘定 利息	285百万円	買入金銭債権 利息	439百万円	有価証券利息・ 配当金	46,849百万円	貸付金利息	4,411百万円	不動産賃貸料	2,708百万円	その他利息・ 配当金	883百万円	利息及び 配当金収入	55,934百万円	<p>※6 利息及び配当金収入の内訳</p> <table> <tr><td>預貯金利息</td><td>377百万円</td></tr> <tr><td>コールローン 利息</td><td>648百万円</td></tr> <tr><td>買現先勘定 利息</td><td>558百万円</td></tr> <tr><td>買入金銭債権 利息</td><td>529百万円</td></tr> <tr><td>有価証券利息・ 配当金</td><td>117,636百万円</td></tr> <tr><td>貸付金利息</td><td>8,723百万円</td></tr> <tr><td>不動産賃貸料</td><td>5,326百万円</td></tr> <tr><td>その他利息・ 配当金</td><td>1,804百万円</td></tr> <tr><td>利息及び 配当金収入</td><td>135,606百万円</td></tr> </table>	預貯金利息	377百万円	コールローン 利息	648百万円	買現先勘定 利息	558百万円	買入金銭債権 利息	529百万円	有価証券利息・ 配当金	117,636百万円	貸付金利息	8,723百万円	不動産賃貸料	5,326百万円	その他利息・ 配当金	1,804百万円	利息及び 配当金収入	135,606百万円
預貯金利息	213百万円																																																							
コールローン 利息	282百万円																																																							
買現先勘定 利息	248百万円																																																							
買入金銭債権 利息	186百万円																																																							
有価証券利息・ 配当金	61,842百万円																																																							
貸付金利息	4,246百万円																																																							
不動産賃貸料	2,627百万円																																																							
その他利息・ 配当金	984百万円																																																							
利息及び 配当金収入	70,630百万円																																																							
預貯金利息	100百万円																																																							
コールローン 利息	254百万円																																																							
買現先勘定 利息	285百万円																																																							
買入金銭債権 利息	439百万円																																																							
有価証券利息・ 配当金	46,849百万円																																																							
貸付金利息	4,411百万円																																																							
不動産賃貸料	2,708百万円																																																							
その他利息・ 配当金	883百万円																																																							
利息及び 配当金収入	55,934百万円																																																							
預貯金利息	377百万円																																																							
コールローン 利息	648百万円																																																							
買現先勘定 利息	558百万円																																																							
買入金銭債権 利息	529百万円																																																							
有価証券利息・ 配当金	117,636百万円																																																							
貸付金利息	8,723百万円																																																							
不動産賃貸料	5,326百万円																																																							
その他利息・ 配当金	1,804百万円																																																							
利息及び 配当金収入	135,606百万円																																																							
<p>※7 特別利益は、固定資産処分益 851百万円であります。</p>	<p>※7 特別利益は、固定資産処分益 273百万円であります。</p>	<p>※7 特別利益は、固定資産処分益 2,099百万円であります。</p>																																																						
<p>※8 特別損失のその他は、固定資 産処分損322百万円および不 動産評価損54百万円でありま す。</p>	<p>※8 特別損失のその他は、固定資 産処分損340百万円および不 動産評価損113百万円であり ます。</p>	<p>※8 特別損失のその他は、固定資 産処分損1,106百万円および 不動産評価損54百万円であり ます。</p>																																																						

(中間株主資本等変動計算書関係)

I 前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

自己株式の種類および株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (千株)	当中間会計期間 増加株式数 (千株)	当中間会計期間 減少株式数 (千株)	当中間会計期間末 株式数 (千株)
普通株式	3,266	113	173	3,205
合 計	3,266	113	173	3,205

- (注) 1 普通株式の自己株式の株式数の増加113千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。  
2 普通株式の自己株式の株式数の減少173千株は、単元未満株式の買増しによる減少18千株および新株予約権の権利行使に伴う自己株式の処分155千株であります。

II 当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

自己株式の種類および株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (千株)	当中間会計期間 増加株式数 (千株)	当中間会計期間 減少株式数 (千株)	当中間会計期間末 株式数 (千株)
普通株式	3,181	155	124	3,213
合 計	3,181	155	124	3,213

- (注) 1 普通株式の自己株式の株式数の増加155千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。  
2 普通株式の自己株式の株式数の減少124千株は、単元未満株式の買増しによる減少79千株および新株予約権の権利行使に伴う自己株式の処分45千株であります。

III 前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

自己株式の種類および株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (千株)	当期増加株式数 (千株)	当期減少株式数 (千株)	当事業年度末 株式数 (千株)
普通株式	3,266	194	278	3,181
合 計	3,266	194	278	3,181

- (注) 1 普通株式の自己株式の株式数の増加194千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。  
2 普通株式の自己株式の株式数の減少278千株は、単元未満株式の買増しによる減少97千株および新株予約権の権利行使に伴う自己株式の処分181千株であります。

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月 30日)					当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)					前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月 31日)																																														
1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引					1 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 (借主側)					1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引																																														
(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額および中間会計期間末残高相当額					(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額および中間会計期間末残高相当額					(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額および期末残高相当額																																														
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	減損損失累計額相当額 (百万円)	中間会計期間末残高相当額 (百万円)		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	減損損失累計額相当額 (百万円)	中間会計期間末残高相当額 (百万円)		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	減損損失累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																																										
動産	3,194	1,535	—	1,659	有形固定資産	4,173	2,083	—	2,089	動産	3,954	1,252	—	2,702																																										
<p>なお、取得価額相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高の有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>(2) 未経過リース料中間会計期間末残高相当額等 未経過リース料中間会計期間末残高相当額</p> <table border="0"> <tr> <td>1年内</td><td>676百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td><td>983百万円</td> </tr> <tr> <td><b>合計</b></td><td><b>1,659百万円</b></td> </tr> </table> <p>リース資産減損勘定の残高 —百万円</p> <p>なお、未経過リース料中間会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高の有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額および減損損失</p> <table border="0"> <tr> <td>支払リース料</td><td>702百万円</td> </tr> <tr> <td>リース資産減損勘定の取崩額</td><td>—百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td><td>702百万円</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td><td>—百万円</td> </tr> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によりしております。</p>					1年内	676百万円	1年超	983百万円	<b>合計</b>	<b>1,659百万円</b>	支払リース料	702百万円	リース資産減損勘定の取崩額	—百万円	減価償却費相当額	702百万円	減損損失	—百万円	<p>同左</p> <p>(2) 未経過リース料中間会計期間末残高相当額等 未経過リース料中間会計期間末残高相当額</p> <table border="0"> <tr> <td>1年内</td><td>871百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td><td>1,218百万円</td> </tr> <tr> <td><b>合計</b></td><td><b>2,089百万円</b></td> </tr> </table> <p>リース資産減損勘定の残高 —百万円</p> <p>同左</p> <p>(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額および減損損失</p> <table border="0"> <tr> <td>支払リース料</td><td>926百万円</td> </tr> <tr> <td>リース資産減損勘定の取崩額</td><td>—百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td><td>926百万円</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td><td>—百万円</td> </tr> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左</p>					1年内	871百万円	1年超	1,218百万円	<b>合計</b>	<b>2,089百万円</b>	支払リース料	926百万円	リース資産減損勘定の取崩額	—百万円	減価償却費相当額	926百万円	減損損失	—百万円	<p>なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高の有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>(2) 未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額</p> <table border="0"> <tr> <td>1年内</td><td>953百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td><td>1,748百万円</td> </tr> <tr> <td><b>合計</b></td><td><b>2,702百万円</b></td> </tr> </table> <p>リース資産減損勘定の残高 —百万円</p> <p>なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高の有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額および減損損失</p> <table border="0"> <tr> <td>支払リース料</td><td>787百万円</td> </tr> <tr> <td>リース資産減損勘定の取崩額</td><td>—百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td><td>787百万円</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td><td>—百万円</td> </tr> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左</p>					1年内	953百万円	1年超	1,748百万円	<b>合計</b>	<b>2,702百万円</b>	支払リース料	787百万円	リース資産減損勘定の取崩額	—百万円	減価償却費相当額	787百万円	減損損失	—百万円
1年内	676百万円																																																							
1年超	983百万円																																																							
<b>合計</b>	<b>1,659百万円</b>																																																							
支払リース料	702百万円																																																							
リース資産減損勘定の取崩額	—百万円																																																							
減価償却費相当額	702百万円																																																							
減損損失	—百万円																																																							
1年内	871百万円																																																							
1年超	1,218百万円																																																							
<b>合計</b>	<b>2,089百万円</b>																																																							
支払リース料	926百万円																																																							
リース資産減損勘定の取崩額	—百万円																																																							
減価償却費相当額	926百万円																																																							
減損損失	—百万円																																																							
1年内	953百万円																																																							
1年超	1,748百万円																																																							
<b>合計</b>	<b>2,702百万円</b>																																																							
支払リース料	787百万円																																																							
リース資産減損勘定の取崩額	—百万円																																																							
減価償却費相当額	787百万円																																																							
減損損失	—百万円																																																							

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
2 オペレーティング・リース取引 未経過リース料  1年内 43百万円 1年超 57百万円 <hr/> 合計 100百万円	2 オペレーティング・リース取引 のうち解約不能なものに係る未 経過リース料 (借主側) 1年内 167百万円 1年超 689百万円 <hr/> 合計 856百万円 (貸主側) 1年内 302百万円 1年超 285百万円 <hr/> 合計 588百万円	2 オペレーティング・リース取引 未経過リース料  1年内 38百万円 1年超 43百万円 <hr/> 合計 82百万円

(有価証券関係)

子会社株式および関連会社株式で時価のあるもの

前中間会計期間末（平成19年9月30日現在）

該当事項はありません。

当中間会計期間末（平成20年9月30日現在）

該当事項はありません。

前事業年度末（平成20年3月31日現在）

該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1株当たり純資産額 1,484.25円	1株当たり純資産額 932.59円	1株当たり純資産額 1,090.78円
1株当たり中間純利益 43.95円	1株当たり中間純利益 17.47円	1株当たり当期純利益 45.36円
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益 43.92円	潜在株式調整後 1株当たり中間純利益 17.47円	潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 45.35円

(注) 1 1株当たり中間(当期)純利益金額および潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1株当たり中間(当期) 純利益金額			
中間(当期)純利益 (百万円)	43,273	17,205	44,667
普通株主に帰属しない 金額(百万円)	—	—	—
普通株式に係る中間 (当期)純利益(百万円)	43,273	17,205	44,667
普通株式の 期中平均株式数(千株)	984,500	984,545	984,515
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額			
中間(当期)純利益調整額 (百万円)	—	—	—
普通株式増加数(千株)	570	320	389
(うち新株予約権(千株))	(570)	(320)	(389)
希薄化効果を有しないた め、潜在株式調整後1株当 たり中間(当期)純利益の算 定に含めなかった潜在株式 の概要	新株予約権 4 銘柄 潜在株式の数 1,408,000株 新株予約権の概要につ いては、「第4 提出会社 の状況 1 株式等の状 況 (2) 新株予約権等 の状況」に記載のとおり であります。	新株予約権 7 銘柄 潜在株式の数 2,343,000株 新株予約権の概要につ いては、「第4 提出会社 の状況 1 株式等の状 況 (2) 新株予約権等 の状況」に記載のとおり であります。	新株予約権 5 銘柄 潜在株式の数 1,790,000株 新株予約権の概要につ いては、「第4 提出会社 の状況 1 株式等の状 況 (2) 新株予約権等 の状況」に記載のとおり であります。

2 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間末 (平成19年9月30日現在)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日現在)	前事業年度末 (平成20年3月31日現在)
純資産の部の合計額 (百万円)	1,461,760	919,156	1,074,490
純資産の部の合計額から 控除する金額(百万円)	467	1,001	557
(うち新株予約権)	(467)	(1,001)	(557)
普通株式に係る中間期末 (期末)の純資産額(百万円)	1,461,293	918,154	1,073,932
1株当たり純資産額の算定 に用いられた中間期末(期 末)の普通株式の数(千株)	984,527	984,520	984,551

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

#### 4 【その他】

該当事項はありません。



## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月25日

株式会社損害保険ジャパン  
取締役会 殿

## 新日本監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 内 田 満 雄 ㊞

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 神 山 宗 武 ㊞

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 白 倉 健 司 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社損害保険ジャパンの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の間接連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社損害保険ジャパン及び連結子会社の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以 上

- 
- 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
  - 2 前中間連結会計期間の中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成20年11月28日

株式会社損害保険ジャパン  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 内 田 満 雄 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 臼 倉 健 司 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社損害保険ジャパンの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社損害保険ジャパン及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以 上

- 
- 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
  - 2 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月25日

株式会社損害保険ジャパン  
取締役会 殿

## 新日本監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 内 田 満 雄 ⑩

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 神 山 宗 武 ⑩

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 白 倉 健 司 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社損害保険ジャパンの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第65期事業年度の中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社損害保険ジャパンの平成19年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以 上

- 
- 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
  - 2 前中間会計期間の中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成20年11月28日

株式会社損害保険ジャパン  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 内 田 満 雄 ⑩  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 臼 倉 健 司 ⑩  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社損害保険ジャパンの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第66期事業年度の中間会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社損害保険ジャパンの平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以 上

- 
- 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
  - 2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年11月28日

【会社名】 株式会社損害保険ジャパン

【英訳名】 Sompo Japan Insurance Inc.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 佐藤正敏

【最高財務責任者の役職氏名】 該当なし

【本店の所在の場所】 東京都新宿区西新宿一丁目26番1号

【縦覧に供する場所】 当社 横浜支店(横浜市中区本町2丁目12番地)

当社 千葉支店(千葉市中央区鶴沢町20番地16号)

当社 埼玉支店(さいたま市大宮区桜木町4丁目82番地1)

当社 名古屋支店(名古屋市中区丸の内3丁目22番21号)

当社 北大阪支店(大阪市中央区瓦町4丁目1番2号)

当社 神戸支店(神戸市中央区栄町通3丁目3番17号)

株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所  
(大阪市中央区北浜1丁目8番16号)

株式会社名古屋証券取引所  
(名古屋市中区栄3丁目8番20号)

証券会員制法人福岡証券取引所  
(福岡市中央区天神2丁目14番2号)

証券会員制法人札幌証券取引所  
(札幌市中央区南1条西5丁目14番地の1)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社取締役社長 佐藤正敏 は、当社の第66期第2四半期(自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。